

「榎本弥左衛門覚書」について

—その紹介と彼の商業活動よりみた近世前期の市場構造の検討—

大野 瑞 男

はじめに

榎本弥左衛門の生涯

榎本弥左衛門の商業活動

(1) 塩商売

(2) 米雑穀等の商売

近世前期の江戸・川越市場

寛永末〜万治期の政治と社会

—史料紹介「万之覚」より—

おわりに

「榎本弥左衛門覚書」について (大野)

はじめに

榎本弥左衛門忠重は武蔵国川越（埼玉県川越市）の商人である。寛永二年に生まれ、貞享三年六十二歳で没したが、その一生や万のことを記した覚書を残したことで有名である。『新編武蔵風土記稿』巻之百六十二川越本町の項に、旧家者弥左衛門 氏を榎本と号す、先祖は紀伊国熊野の人なり、天文年中子孫某なるもの当郡の内に来り住せり、其人氣象豪邁にして事に堪たりと云、もとこれ修験にして本国熊野の神を奉じければ、人これを熊野堂と号して、諱字院号等と呼ばず、大道寺在城の頃は熊野堂も其麾下に属して、戦陣の事にも預りしとなり、今も南町の修験識法院及び此弥左衛門皆子孫なりと云、弥左衛門が先祖は熊野堂が孫、弥惣左衛門が時より浪落の身となりて、こゝに土着せしと云、弥左衛門が先祖の寛永の頃記せし万覚書と題せる一冊あり、己が家のことをほゞしるせり、

とあって、戦国期天文年中に紀伊熊野より来って土着した修験熊野堂が榎本氏の先祖であり、北条氏家臣川越城将大導寺政繁に属して戦陣に加わったこともあるという。ところで天文年中の川越地方は上杉・北条両氏の攻守の最中にあって戦雲絶えなかつたが、同十五年の河越夜戦で最終的に川越城は北条氏の手中に入り、大導寺政繁が留まるところとなった。進士慶幹氏は『歴史書入門』の「榎本弥左衛門覚書」紹介の項に、初代弥左衛門を修験として³いるが、これは『新編武蔵風土記稿』の右の記事によつてゐる。熊野堂が初代弥左衛門と同一人物であるとして、榎本彦右衛門のいうように享年七十一歳なら「万之覚」五丁、以下万五の如く略す。天文十五年に二十七、八歳であるけれど、熊野堂の子孫熊之堂から聞いたように享年五十三、四歳とすれば「万三」、同年では九、十歳で若すぎ、熊野堂は初代ではないことになる。結論的にいえば、初代は熊野堂から分れた子孫で、熊野堂の系統は修験熊之堂・識法院に連なると

考えるのが妥当であろう。なおこの弥惣左衛門という名は後述の二つの覚書中には見当らず、弥左衛門の誤と思われる。戦国末期に北条氏の支城の城下町として発展した川越では、天文と天正年間に各地から来住した武士・修験などが、江戸初期の上級商工業者すなわち町年寄・町名主層の先祖となった例が多い。弥左衛門家はのちに本町小熊野堂より同町北東角に移り現在に至った。

さて「弥左衛門が先祖の寛永の頃記せし万覚書と題せる一冊」がこれから本稿において分析し、紹介の対象とする「榎本弥左衛門覚書」である。筆者弥左衛門忠重は四代目に当る。実はこの覚書は「万之覚」と「三ツ子々之覚」の二冊のことであって、他の二、三点の史料とともに現在も榎本家に家蔵されている。

この書冊は大切に桐箱に保存され、箱書に「与呂津乃於保衣」と題してあり、箱見返しに、

武蔵国入間郡川越本町弥左衛門家蔵一冊、子伝是祖先之所手録家産之雜薄也、題曰万之覚、不啻賈売出納之多寡、凡耳目之所触從而録者数十百件、足見百余年前之時風文辭、不飾語言古質亦可以想像當時者、豈不愛護乎、既喜免祝融蠹魚之害、又慮有将来散逸之患、於是乎新制一匱、以欲使之愈久而不失也

文政元年五月

とあって、家伝では時の川越城主松平大和守（斉典か）が通覧し、家臣某士にこの箱書を記さしめたという。

「三ツ子々之覚」は美濃判九十丁あって、延宝八年弥左衛門忠重五十六歳（教元年、以下同じ）の時に記述し、以後貞享元年十月末頃六十歳の時まで書き足している。内容は寛永四年三歳の時より連年にわたり、その生涯の経歴と耳目に触れた事件・世情・物価などについて追懐記述したもので、晩年死期を感じた彼が、五代目弥左衛門忠房らの子弟に対して自身の善悪を自己の考えをもとに教訓的に書き遺したものである。昭和四年、川越史談会が単行本として発刊した峯岸久治編『榎本弥左衛門覚書』がこれである。

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

「万之覚」は美濃大判百十四丁あって未刊である。その成立は承応二年二十九歳に家督を相続した時に半分余を記述したと推測され、ついで書き進めて最も新しい記事が万治三年正月頃となっている。内容記事の年代は、他の人から聞いて書き留めた話を除くと、寛永十六年が最初であるから二十一年間にわたるが、最初の成立年代に近い慶安三年から明暦元年頃までの記事が最も詳細である。かつこの書は前書と異なり、必ずしも年代を追わずに、気付いたこと・聞き知ったことなどをそのままに記し、既述の記事にも後に書き加えるなど、まさに覚書としての性格が強い。内容は、自身の経歴の記述は少なく、塩・米・雑穀等の商売とそれに関して取り扱った商品（あるいは関心を示した商品）の値段、これと関係深い気候・災害の様相をはじめ、江戸・川越町・近在の市や農村の状況、江戸・川越ないし旅行中に見聞した事件など、將軍家光・家綱や時の川越藩主松平信綱についての記事、そして茶の作法・自身の衣類の寸法・菓の製法に至るまでの種々雑多な事項を、順序を追わずに一つ書で記述し、前書に比して詳細である。

「三ツ子之覚」が自己の経歴を中心にして、しかも自身の人間関係のうちでの自己評価をも交えた主観的・意図的な性格が強いのに比し、「万之覚」の記述態度は客観的・記録的であり、しかも前書と違って内容事項と記述年代の差が小さいことから、史料価値はより高いといえる。

「三ツ子之覚」は公刊されているので、何人かの研究者によって利用されているが、「万之覚」は江戸災害の記事が『東京市史稿』変災篇・市街篇に一部引用されているほかは殆んど未利用といってもよい。しかも「万之覚」は前述のように、寛永末期以降寛文期以前の江戸・川越を中心とする商業活動とくに塩・米穀市場の性格の一端を示す記事が多く、また同時期の幕府および川越藩政史についてもいくつかの事実を提供してくれるし、風俗・災害・気象などの面でも利用に耐える記述が少なくない。従って本稿ではこの二つの覚書とくに「万之覚」を紹介し、分析をも加えることが目的であるが、史料全文を載せる余地はないし、また近く『川越市史』史料編近世二に両書とも

収録される予定でもある。従ってほんらい本稿は両書翻刻後に刊行されるべきものであるが、筆者の当面の研究関心にとってもその基礎作業としてどうしても両書の分析検討を行なっておかねばならないので、判読しがたい字の多い両書について誤読・誤解があることを恐れつつも、分析結果を本稿にまとめてみたのである。

右の視角に基づいて、本稿は榎本弥左衛門の商業活動および塩・米雑穀等の商売を通じての寛文以前の江戸・川越市場の性格を両書とともに検討を加え、次に彼の眼からみた当時の政治・社会の諸事実を「万之覚」から抜萃し、ほぼ年代順に整理を加えて史料紹介を試みることを目的とするものである。

註

- (1) 雄山閣版第八卷三二九頁。
- (2) 榎本氏、熊野堂と称す(同右三三三頁)。
- (3) 進士慶幹『歴史書入門』一三四―一四〇頁。
- (4) 岡村一郎『川越の城下町』。
- (5) 『新編武蔵風土記稿』に、「小名 熊野堂 北町へよりし所なり、今南町に住する修験、識法院及び下に出せる弥左衛門等が祖先の住せし所といへり」とある(註1同頁)。
- (6) 「万之覚」は内閣文庫と川越市立図書館に写本がある。
- (7) 前半には文中「巳の年(承応二年)迄に」の如き記述が多いことによる。
- (8) 次の作業として「近世前期川越藩政の基調―松平信綱の農政の性格―」を予定している。これは拙稿「近世前期譜代藩領農村の特質―川越領を中心に―」(宝月圭吾先生遺暦記念会編『日本社会経済史研究』近世編所収)を出発点としている。

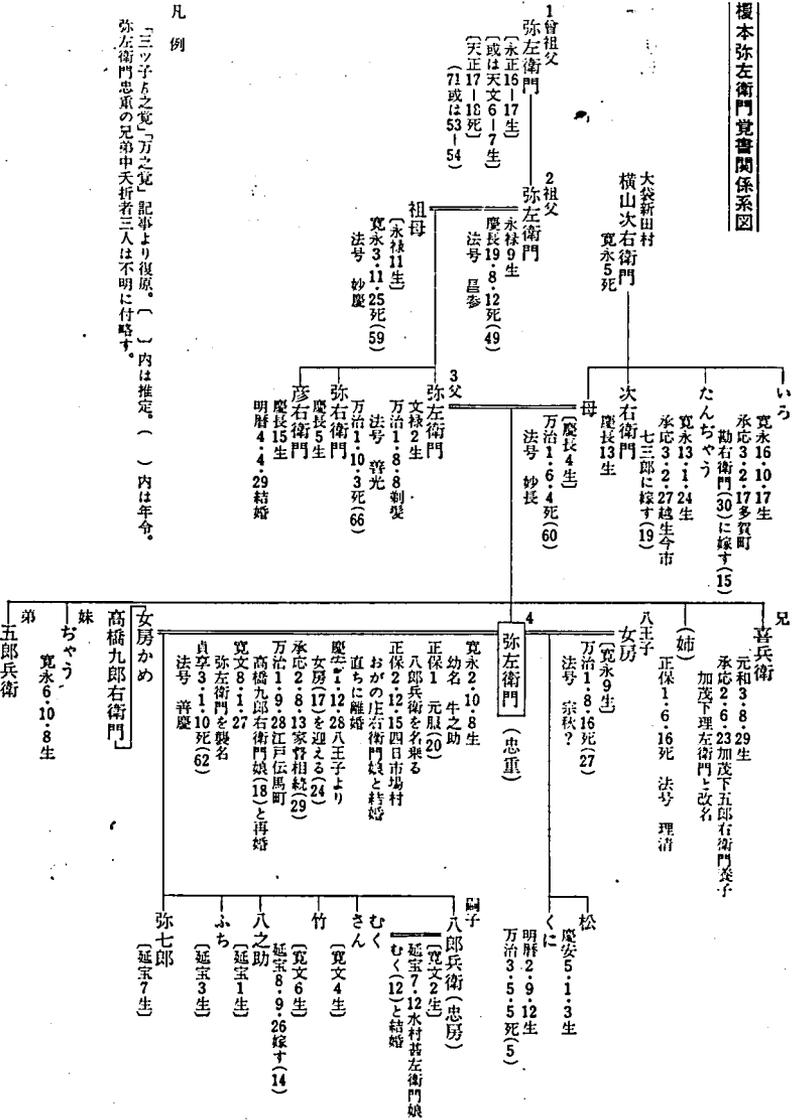
榎本弥左衛門の生涯

榎本弥左衛門忠重は寛永二年十月八日に生まれた。幼名を牛之助という。「三ツ子々之覚」二頁、以下三子一の如く略す。万六。兄は喜兵衛、妹はぢやう、弟は五郎兵衛といい、ほかに四人の兄弟があったが夭折している(万五―六)。

ここで彼の先祖について触れておこう。初代榎本弥左衛門は川越本町北東の角に居住したが、背丈五尺二、三寸で

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

根本弥左衛門覚書関係系図



凡例

「三ツ子」之寛「万之寛」記事より復原。「」内は推定、「」内は年令。
弥左衛門忠重の兄弟中夭折者二人は不明に付略す。

「根本弥左衛門覚書」について (大野)

男道大いに強く、身に十八か所（または四十八か所）の手負疵があった男で、七十一歳あるいは五十三、四歳で死んだという。死んだ時はまだ大導寺政繁川越在番の時代であり、恐らくその末期天正十七、八年と思われる。弥左衛門忠重にとつては曾祖父であるが、その時代の社会は未だ殺伐で月代の毛は血が出るほど抜き取ることが流行し、そうしない者は男としての交際もできぬ時世であったという〔万三〇五〕。

二代目弥左衛門は永禄九年の生まれで、正直であったが、やはり男道強く、背丈五尺三、四寸で八人力あり、竹を根こぎに抜き、川越高沢町はずれの板橋が破損しかかっていた時、腐りついた八寸釘を指で自由に引き抜いたといふ〔三子序、万五〕。

父三代目弥左衛門は文禄二年出生、弥右衛門と彦右衛門の二人の弟があった。母は川越町の東南大袋新田村横山次右衛門の娘で、第一人と妹二人があった。次右衛門は鬚に長鬚を蓄えた分別者で公事を好んだとある〔三子序・三二、万五〕。

さて四代弥左衛門の生涯を主に「三ツ子々之覚」によってごく簡単に記しておこう。詳細は同書を見られたい。従つて同書よりの引用頁は本節では示さない。なお参考として弥左衛門を中心にした系図を「三ツ子々之覚」「万之覚」両書記事から復原した（六五頁）。

弥左衛門は生まれつき臆病で用心深かった一方、祖先の血を享けてか小さい時は意地が強く、寺朋輩を泣かせたり喧嘩をしたりして他人に嫌われることがあった。寛永十二年十一歳の時、毛呂村浪人長兵衛に手習に行き、謡も習つた。翌年に長兵衛が死んだので養寿院脇院の千慶院に手習に行くようになったが、学問を余りせずには用を達した。二つの覚書とも主に仮名書きで誤字も多いのはこのためであろう。

寛永十五年正月二十八日の川越大火は城を含めて町の三分の一を焼き、さらに仙波東照宮・喜多院や大仙波村をも

焼いたが、彼は運び出した長持の上で鎧の抜身を持って盗人を追い一人役を勤めた。彼のきかぬ気はこのころから発揮される。ちようどかぶき者男伊達が流行した時代で、川越でも町一番の男伊達という石川太郎右衛門と喧嘩した。また翌十六年には小窪権十郎と喧嘩してそのひたいを脇指で五寸程も切り割り、それからというものは川越の花火、寺山河原の相撲などの折々つけ狙われた。権十郎は他所でも喧嘩の末人殺しをして捕縛されたが、当時天草の乱に勝ち飛ぶ鳥を落す程の出頭人松平信綱の領分川越の町人を殺すことを遠慮してか、身代金四両で釈放され、川越で煙草刻み商いをしているうち、正保元年に病死したので彼も漸く安堵するに至った。

彼は寛永十六年から商いを始めたが、商売については次節に譲る。正保元年二十歳の時前髪を落し、元服して八郎兵衛を名乗ったが、烏帽子親は松平信綱家中松平八右衛門がなった。そしてこの十一月三ツ峯へ参詣している。翌二年十二月十五日四日市場村おがの庄右衛門娘を女房に迎えたが、氣に入らず直ちに離縁している。同年三月伊加保へ湯治に行き、続いて同三年三月・慶安元年三月にも伊加保へ行った(分三)。

慶安元年春より腸満(腹膜炎)を煩い、漸く同四年に愈った。慶安元年から弟五郎兵衛が母に讒言したことにより、母に背き弟とも不和になった。この年十二月彼は八王子から女房を迎えた。そして同二年六月伊勢参宮に行き、翌年夏も出かけている。さらに承応元年夏にも伊勢参宮に行き、当麻寺から堺にまで足を伸している(万四三)。そして帰ってからはすぐ草津へ湯治に行った。彼と弟五郎兵衛との不和はずっと続く。慶安三年には叔父横山次右衛門が加わって母に讒言をしているが、翌年鈴木三右衛門・水谷庄右衛門・横山太郎右衛門の父への取成しがあつて、承応元年には両親も機嫌を直している。この年諸人の評判よく、商いの威勢も強く、気分も本腹した。かくして翌二年八月二十九歳で家督を継ぎ、翌三年「何事を申候ても不叶事なし」という程になった。この年善光寺にも参詣している。なお彼の兄喜兵衛はそれより前二年六月、川越町人の名家加茂下五郎左衛門の養子となっている(万五七、五八)。

明暦三年、江戸堀江町塩河岸で大火に遭遇し、叔父彦右衛門と白地やへついを被ってやっと命拾いをしてゐる。万治元年は母・女房・父と続けざまに失なつて、落胆の余り病氣となり、江戸へ塩買出しにも出なかつた。そして江戸伝馬町高橋九郎右衛門娘かめを後妻に迎えたが、弟が悪く当ることも甚しくなつた。翌二年彼は咳が激しくなり（喘息か）、三年も同様であつた。弟は兄が死ねば跡式が賄えるという悪念からか、兄加茂下理左衛門（喜兵衛）・叔父孫右衛門・彦右衛門を引き入れて悪事をするので、彼は勘当してゐる。

寛文元年、咳が激しいため熱海へ湯治に出かけ、以後十五年間に合計十二回も行つてゐる。同四年まで竹中通庵の薬を千服も用いやつと本腹したが、物忘れが多くなつてしまつた。

寛文八年一月二十七日藩主松平輝綱に初めて独礼を行ない、家老深井吉成らの意見によつて弥左衛門を襲名した。寛文十二年彼四十八歳の時「弥々可死事忘れ不申候」と書いてゐる。そして延宝三年には隠居を希んだりしてゐることからみても、死期が近づいてくるのを恐れるようになったのであろう。しかし同年は一月から十二月までかかつて、土蔵・居屋敷七棟を三百二十両をもつて普請してゐる。

同七年は悴八郎兵衛の家を百両かけて普請し、嫁を迎へてゐる。この年次原新兵衛らの扱いで第五郎兵衛の勘当を許したが、これは川越町奉行伊吹三郎右衛門の意見に従つたのであつた。

天和二年には耳目も半ばになり、歩行も思うにまかせず、物覚えが悪くなつたが、貞享元年に至るも引き続き目も見えず耳も聞えなくなつてゐる。彼が死去したのは貞享三年一月十日で六十二歳であつた。法号を加屋善慶居士といひ、菩提寺広濟寺に葬られた。

彼は贅沢を好まず、分限相応に生活し、商売一途に生きた男であつた。けれども、兄弟や叔父達とは不和が続き、父母・妻・娘に先立たれ、また子八郎兵衛の意地が強く将来に不安もあつたなど、家族間の人間関係には恵まれて

いなかった。こういうことから彼は子八郎兵衛への教訓として「三ツ子々之覚」を書き、また商売の参考に「万之覚」を書いたのであった。

註

(1) 前節註(4)と併せ考えても、熊野堂は初代ではないこととなる。

(2) 「万之覚」に曾祖父が死んだ時の様子を榎本熊之堂から聞いた話が記されている。川越町に居住する小知行取鈴木河内の娘が同町北一里の福田村千石余知行主河尻民部の息子に縁付いたが、無器量な故に離縁された。その後民部の息子が大導師氏に年礼のため川越城大手に繋いでおいた馬

を、鈴木木の娘の従者が奪い騒ぎになった。その時鈴木と従弟の間柄であった曾祖父が駆けつけたが、堀の内から落された大石に当って一両日中に死んだという(分三〇五)。
ところで『集註小田原衆所領役帳』三二〇頁に「一、川尻 四拾六貫七百九十三文 河越卅三郷福田(以下略)」とあり、河尻民部の存在が証明される。ただし、川尻の知行高は相模海老名下郷柏谷分を合わせて六四貫六七六文であるから、三百〇五百石ほどに当り、千石余にはならない。

榎本弥左衛門の商業活動

榎本弥左衛門は寛永十六年十五歳の時から死の直前まで、川越・江戸を中心に商業活動を行なっている。その最盛期は慶安寛文期で、「万之覚」の記述年代にはほぼ当てはまっている。彼の取扱商品には下り塩をはじめ米・大麦などの穀物、煙草や鯛・鮪などの魚類にまで及んでいるが、その中核は塩と米雑穀である。

「万之覚」「三ツ子々之覚」はともに塩商売の記事が多いが、多数の諸物価の価格変動がかなり詳細に記されている。そこに挙っている商品名は、塩(下り塩、少例上総塩、行徳塩)、米(川越蔵米、少例騎西蔵米・仙波米・葛西米肥後米尾張米および川越市買米)、大麦、小麦、大豆、小豆、糠、ふすま、焼酎粕、煙草(栃木・那須・かどの)、繰綿、蚕種、真綿、水油、鯛、鮪、経節などである。これら商品を全部扱ったとは思えず、利益が上りそうであれば手を出そうと関心を

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

示したために控えた商品の値段もあろう。

彼の商業活動は主として江戸堀江町などの塩問屋を通じて下り塩を買付け、川越に舟および馬背をもって運送して川越町および近在の市で販売すること、川越蔵米ならびに近在市や農村で買付けた雑穀等、それに産地へ向いて買付けた煙草などの特産物を帰り荷として江戸へ送って販売することの二面をもっていた。もちろん相場等によって雑穀類などを川越に運送して販売することもあったが、基本は右のような往復とも商いをするいわゆる「のこぎり商い」であった。

本節では混雑を避けるため、塩商売と米雑穀等の商売とに分けて、その様相を年代を追って叙述してみよう。

(一) 塩 商 売

弥左衛門が初めて塩商売にたずさわったのは、松平信綱が川越を拝領した寛永十六年で十五歳の時であった。父はすでに塩商いをしていたが、この年彼は一人で松山（武蔵比企郡）の市へ塩売りに行ったのである。それから彼は、塩商いだけでなく他の商売はできないと考え、ほかの人達に商品のことを聞き習って商売を行なった（「三子二二」）。翌年には江戸にも商売に出、同十八年にいよいよ江戸へ詰めて商売に精を入れたので父母は満足し、父は居家敷・諸道具・田島下人に至るまで残らず牛之助（弥左衛門）に譲るとして書置をみせた。そして親の金子が減って六十三両になっていたので、利足金八十両を借りて元手とし、江戸・川越・松山で熱心に商売をしたので次第に金子を増したのである（「三子二二〜三三」）。

寛永十九・二十年の大飢饉の時には江戸に塩が欠乏して値段が高騰し、川越塩商間でも事欠く状態となったので、ちょうど栃木へ煙草買付に行っていた彼は、手紙でもって江戸堀江町へ呼び返されている（「三子一六、万三九」）。なお塩値段の変動については表一に掲げたのでそれを参照されたい（仕切状・大福帳類記載値段ではないので当然限定がある）。

表1 塩値段の推移(下り塩)

年月日	塩浜	俵入	1両に俵	石	石	備考	年月日	塩浜	俵入	1両に俵	石	石	備考
寛永19-20年					3.		承応2年10月21日	むれ	36-37		17	6.21	
正保元年	むれ	30	20	6.			"	罷井	10		56	5.6	
10月	才田	20	60	12.			"	小豆島	33*		21	6.93	
"	むれ	30	38	11.4			承応3年4月15日前	大依		16.5-17		5.86	
正保3-4年				12.			" 後	"	35		21	7.35	
慶安2年12月	荒井	12	50	6.6			4月16日前	"	12		54	6.48	俵売
慶安3年1月	才田	16	28	4.48			4月18日前	荒井	9		80	7.2	
"	荒井	16	48	7.68			" 後	大依	33	16.5-17		5.53	
2月	才田	15-16	15	2.33			" 後	"	36		21	7.56	
6月	乙子	33	24	7.92			5月前	荒井	11		63	6.93	
7月	"	33	21	6.93			" 後	"	9-10		67	6.37	
8月前	才田	17-18	25-28	4.65			5月頃	"	8-10	80-100		8.	
8月	"	15-17	27-28	4.41			5-6月	"	8-10	90-100		9.	
10月	乙子	33	18	5.94			" 後	大依	33-34	26-27		8.75	
同10月	才田	17-18	33	5.78			6月	"				7.	俵売
11月20日	乙子	33	12.5	4.13			6月20日	大廻	17-18		60	10.5	
12月	才田	17-18*	28	4.9			7月末	荒井	11-12		60-65	7.5	俵売
"	荒井	11*	38	4.18			8月前	大廻	17-18*		52-53	9.19	
慶安4年1月	才田	16-17	27	4.48	蔵塩		7月立	才田	16		43	6.88	
"	"	16-17	28	4.62	買値		8月15日後	"				7.5	
"	荒井	11	36	3.96			8月末	たかや	34	23-23.5		7.91	
2-3月	才田	16-17	16	2.6	売値		"	内海	36-37		20	7.3	
3月	"	16-17	15	2.48	江戸		"	高取	37-38		21	7.88	
6月	猪津	21	26	5.46			" 後	こくし	34	23.5-24		8.2	
10月前	"	35	16-18	5.95			9月1日	上総	28-31	26-28		7.95	
11月末-12月	荒井	11-13	105-140	14.88			9月初	むれ	33		18.5	6.11	
"	大依	35-36	27-28	9.77			" 後	"	33		22.5	7.43	
"	"	35-36	30.5	10.83	買値		10月初	才田	16		49-49.5	7.88	
承応元年12月	才田			9.75			10月	荒井	8-9		92-93	7.87	
"	荒井			12.			" 後	"	8-9		87-88	7.44	
"	大依			12.			明暦元年6月21日前	大依				8.75	
承応2年7月前				10.55			"	"				9.5	
7月26日	才田	16*	53	8.48			" 後	才田	17	55-58		9.61	
8月1日	"	16*	46	7.36			"	内海	36	22.2-23.2		8.18	
8月28日前	"	15	58	8.7	蔵塩		明暦2年3月10日前	荒井				5.55	
"	むれ	32	28	8.96	"		"	"				5.4	
"	大廻	10	82	8.2	"		3月29日前	"				5.5	
"	宗上?	31-32	27.5	8.66	"		5月10日前	"	30	15.5		4.65	
9月4日	荒井	11-12	72	8.36			万治元年1-10月					1.2	
9月25日	才田	15*	55	10.18	蔵塩		9月19日	乙子	33	3.3		1.09	
"	"	18-19	40	7.4	舟塩		"	むれ	33	6		1.98	売洋
"	大依	33*	22	7.26			万治2年9月前					12.	
10月21日	才田	18	32	5.76	舟塩		9月					5.	
"	"	15	42	6.3	蔵塩		天和2年1月20日後	才田	19		21	4.	
"	むれ	35	18	6.3	舟塩								

(注) 売塩以外は江戸値段、俵入*印は推定、石符は計算数俵の平均、上総のみ地廻塩、塩浜の所在は86俵参照。

飢饉後の正保元年は塩値段も下って半値となったが、十月からはまた安くなった。翌二年もさらに同三・四年も大下りとなり、金一両に十二石（塩値段は金一両の石数建てである。以下金一両につきを略す）となつて飢饉時の四分の一の価格水準まで下落した。余りの安値に江戸塩商も売り兼ねて、蔵入（在庫）塩が三百五十戸前にもほつた。約十万石である。⁽¹⁾しかし正保四年中漸く値も上り口に向き、慶安三年の江戸蔵入塩は二十戸前（五千七、八百石前後）ほどに減少した。値段も年末に向かつて高くなつている〔万四〇〕。同年の値段高騰は三月二十七日の嵐によつて遠州灘などで上舟（廻船と思われる）が七十艘ほど沈没し、三十余艘が八丈島へ吹き流されたという海難〔万二〇〜二二〕のために江戸廻着量が減少したことが原因である。

慶安四年正月十日、江戸本塩問屋と八十人の塩仲買との間に紛争が起つた。発端は仲買中最も金持とみられていた弥左衛門を本問屋が除外したことより起つたといわれる。八十人の仲買は本問屋と断絶して、近藤・銭屋・阿波屋・三原屋の四軒の新問屋を取り立て、本問屋の舟を二分して半数を新問屋へ割り、本問屋で買わずに新問屋で糶買するようになった。この対立の原因は本問屋が協売をし、仲買がこれを止めようといふことであつたというが、弥左衛門は三両の金を出して仲買の結束をはかつた。これより承応二年まで新問屋・八十人の仲買が結束したかと思うと、それが崩れて本問屋より買つたりして、結局結束は成功しなかつたようである。これは仲買にも分別者がいず、新問屋にも良い者がいなかつたためであると彼は述べている〔万四一・四九〕。

右の紛争も値段の高騰に結果したが〔万四〇〕、ともかく慶安四年に入つても塩値段は高騰を続けた。彼は二、三月がしけと見込んで、正月中に江戸鈴木三右衛門（問屋とみてよい）より塩才田二十七俵半に三十両、二十八俵に十兩、荒井十兩、合計五十兩を買付け、二、三月に才田十五俵半と十六俵で川越で売り、三十四、五兩の利益を得ている〔万三三〜三四〕。このように二月には蔵入十二戸前（三千六、七百石前後）しななくて江戸中に塩が切れ、六月までしけ

が続いたので八月まで塩値段が騰貴を続けた。塩商人は童児まで出て糶買をしたが、九月からは却って反落したために皆損をしたという〔万四〇〜四一〕。この中で彼が利益を得たということが「江戸中買の内一番なみの塩目きき者」と褒められることになった〔三子二六〕のであろう。

慶安四年は結局十月まで上舟が江戸に入らず、従って塩値段は高かったが、十一月より十二月五日までに塩舟二百三十艘が入津している。彼は値の高い荒井を比較的安く仕入れ、また大俵は二十七、八俵より安値のものはないのに三十俵半に買って掘り出し物を得た。この時は結局これに引き続いて上舟三、四千艘と荒井舟百艘も入津し、塩値段を大巾に引き下げるに至った〔万四一〕。

承応元年は安値が続いたため七、八月まで江戸蔵塩は合計二百戸前あるといわれた。上方衆の見積りでは一蔵才田にして千八百俵入ということであるから、試算してみると少なくとも一蔵二百八十八石、二百戸前では五万七千六百石となる。十月立ての舟が下らないため蔵出分があったが、十一月十二日に六、七十戸前（二万石内外）入っても差引百八十戸前ほど（五万石余）は残っていた〔万六九〕。そこへ同月二十日から十二月十日までの内に、一時に三千艘余の舟が江戸に入津した。塩舟も二百二十艘入津し、うち百艘が荒井塩であったが、二日の内に売り切れたという〔万五一〕。米麦の値段が七月過ぎて上ったのに塩値段が一向に上らなかつた〔万三七〕のは、江戸の塩蔵入量が多かつたためである。なおこの年は八月に父母が隠居し、弥左衛門二十九歳で家督を相続した年である。譲金は七十七両で半分現金・半分掛金であったが、水谷庄右衛門より利足金四十両、父より松平信綱からの蔵米千俵拝借金（本稿一〇七〜一一頁参照）のうち二十三両を借りて、合計百四十両を元手に商売をすることとなつた〔三子二九〕。

さて同二年七月までは十石五、六斗の安値が続いた。彼は十石七斗に百両買付けたが、二十六日からのしけのために八月一日には才田四十六俵（七石三、四斗に当る）となつたので、これもまた儲けとなり〔万四二〕、四十五両ほどの

利益になったと思われる。八月は江戸に売塩が大量にあるのに売手がなく、荒井などは不思議と手づまりとなり、九月にはさらに高騰している〔万一〇八〜一〇九〕。

同三年四月に江戸の蔵塩が払底して三十戸前ほど（八千六百石）となった。このほか紀州藩の塩がさいか屋七郎兵衛の蔵二十五間四間の大きさのものに上舟十六、七艘分詰めてあったが、これも少しずつ蔵出しされた〔万六九。十六日までは川越で俵売百俵程も売れたが、十九日以後は売れ止った。彼は川（新河岸川か）に水少なくて舟運が止るのを恐れて、事前に川越に四十四、五両（約三百二十石余、松山に十二両、計六十両ほど買付けておいたのであるが、四月十五日までに塩舟八十艘（荒井三十五艘・大俵三十五艘・才田ほか十艘）が入り、内浦（伊豆）へ行った十艘も売り残して江戸へ入ったため値段が急落した。この時の舟の塩は売捌きに苦勞し、四月いっぱいには漸く売っている〔万七二〕。松山のかん介は下り口の塩を三十両買って七両ないし九兩の損をしているが、弥左衛門は買わなかったので損を免れており、そして下落した頃を見計って買付けている〔万七二〕。

この四、五月は塩が売れず、毛呂・越生（共に入間郡）・中山（高麗郡）・松山の市は遂に立たず、僅かに五月四・十日に立った松山市で一兩ずつ売れただけであつたから、彼は二兩ほど損をした。川越でも六月二日までは一市に石売三、四兩、俵売三十〜五十俵ほどの売上げしかなかった。その理由は旱害による不景気と、田植の準備に追われていることもあるが、江戸に行徳（下総）の塩が入ったためでもある〔万七二〜七四〕。五、六月の江戸蔵塩は五十戸前ほど（一万五千石ほど）で、大俵・荒井を積んだ舟が七十艘（うち才田二艘）も入津してきた〔万七五〕。さて田植後の川越では、六月後半から七月盆前にかけて一市に八十〜百二十俵も売れ、近在の市でも十五俵・二十俵ずつ売れるようになって〔万七五〕。七月二十四日・晦日の松山市では石売・俵売合せて二市に二十二、三両も売れ、川越市では二十六日石売七兩、荒井俵売三百俵（五兩）、二十九日石売七兩、俵売五百俵（十兩）、合計二十九兩の売上げがあつた〔万七六〕。

九月の四日から十四日の小川（比企郡）市でも大いに売れている（「万七四」）。

七月半に上舟三十艘が入津し、塩値段が一割五分も上った。塩仲買たちはこのあと百艘の上舟が入津するという噂を信じ、値が下るのを恐れて九月初まで買付をためらっていたが、弥左衛門は買付けて八月中二割の騰貴にあい、二十兩余の利益を得た（「万七七」）。八月彼岸に鹿島浦で鯛の大漁があり、塩上舟二十艘分が積み送られたので塩値段が存外高く、六月相場より三割も上ったからである（「万七九・八四」）。八月は二十日すぎに上舟三十と五十艘ずつ断続的に三百余艘も入津してきた。塩河岸の仲買たちは下りを恐れて買わなかったので儲け損ない、上舟衆（下り塩廻船問屋か）だけが儲けた。九月一日、上舟が入津中には入ってこなかった上総塩が入り、さらに値下りしたが、これも買手が少なかったという（「万七七七・七八」）。

十月初彼は才田を四十九俵半に三千余俵（六十兩余）早買して一割の急落にあい、かなりの損害（六、七兩か）を受けた。これは前年十月九日に買った塩が二割の値上りをして味をしめたために再び試みたのであるが、舟百十艘が入津し、また十月中に荒井も八、九升入三万俵（二千五百石内外）が入ったためである。彼はこの時行徳上塩を買っているが、史料上下り塩以外の塩を買付けたのはこれだけである（「万八一八三」）。

明暦元年正月、川越で前売と売子衆渡とで荒井四百五十俵（四十五石ほど）売れ、二月中も俵売・売子衆渡とも荒井千百俵（百十石ほど）の売上げがあった。さてこの年は大旱のため、六月三日から二十一日まで江戸関屋と山谷宗念寺下間の堀が塞がり、堀が明けてから塩値段が高騰している（「万八五八六」）。平太舟等の舟運が止まり、江戸の塩を輸送できなくなったことが仲買の需要を減少させたのであろう。

翌二年はしけのため値段が高かった（「万九〇」）。正、二月塩蔵十戸前（二千九百石ほど）、三、四月は三十戸前（八千六百石ほどの蔵出があったため、江戸中にある塩は紀州藩塩大俵七、八百両（三千五百ないし四千石）、新河岸長兵衛蔵二

戸前乙子千七百俵（五百五十石内外）、甚兵衛仕切の岡田太郎右衛門（武家とすれば岡田利永で旗本八百五十石進物番である）⁽²⁾ 塩三百七十兩分、行徳年貢塩五百兩分のほかはないほどに払底した〔万九三〇九四〕。

越えて万治元年は、明暦の大火の影響と雨天続きで塩値段が最高を示し、九月乙子一石一斗弱にまで騰貴した。この時彼はむれを六俵（一石九斗八升）で松山の売子衆に売ったが、川越へ来た秩父大野原長兵衛・定峰忠三郎の二人の売子にも同値で売渡している。秩父大宮市は一・六の六齋市で、その市の塩売りは大野原四人、影森・あふ（地名不明）各三人、定峰・野上各二人、中村・久那各一人の計十七人（二人不足）であるから、一人一市平均大俵五俵売れば百俵（三十余石）売れると弥左衛門は目算している〔万九九一〇〇〕。同様に大目（青梅）についても二・七の六齋市に二十二人の売子衆が出、一人一市二俵ずつで計五十俵、十二月は百俵と踏んでいる〔万一一〇〕。彼の商圏が売子を媒介に秩父・青梅へと拡大していることはこのことから十分推測がつく。

万治二年九月は塩値段五石内外に落ち、翌三年に入って遂に十二石まで暴落したが〔万一一二〕、「万之覚」の記事はここで終わっている。これからは詳述することができないが、「三ツ子々之覚」によると、寛文十一年「去年より塩商おとろへ可申候、是々作をいたさせ、かし方にて身廻可申と存候、十年の内商終り可申候」〔三子四一―四二〕、延宝三年「塩商頓て衰微可仕候」〔三子四三〕とあって、寛文末へ延宝期には彼自身の肉体的衰弱ばかりでなく、塩商売自体が困難で衰微してきており、小作・貸付による利殖を考えるに至っている。けれどもなお延宝八年には自ら江戸新堀に塩買出しに出かけている〔三子四八〕。しかし翌年には塩舟に乗り兼ねる身体となってしまう〔三子五七―五八〕、天和二年には自らの塩買出しは半分位となってしまった〔三子七三〕。同三年と貞享元年には塩商いも不景気で、五年前の三割程度しかなかった。けれども彼は江戸仲買一番の目利きといわれただけあって、死の二年前のこの時も、入目の三分の一を儲けている〔三子九五〕。

表2-1 川越蔵米値段の推移

年 月 日	俵入	10両に俵	石 替	備 考
寛永17年前	40升	55俵	2.2 石	
寛永19~20年	40*	18	.72	
寛永20年	"	19	.76	
正保3年		80	3.2	
慶安3年10月前		50	2.	家中米
11月前		38	1.52	"
12月		36	1.44	"
慶安4年冬中	41	48~49	1.99	"
承応元年夏	40*	37	1.48	川 越 戸
7月益前	41	48~49	1.99	江 戸
7月18日	41*	39	1.6	川 越 戸
"	"	40	1.64	江 戸
7月18~26日	"	40	1.64	"
承応2年閏6月15日	"	27	1.08	"
7月益前	"	40	1.6	"
8月	40	42	1.68	"
明暦元年8月10日前	"	41~42	1.66	
" 後	"	36~38	1.48	
8月15日後	"	38	1.52	
10月	40	33	1.32	
12月	"	35	1.4	
明暦2年3月10日前	42	32~33	1.37	
3月18日前	41	29	1.19	
" 後	41*	30	1.23	信網定
延宝2年		13	.55	
延宝8年閏8月6日前		25~27	1.1	
" 後		22	.92	
12月初		18	.76	
12月		17	.71	
12月20日後		14	.59	
天和元年1月		14	.59	
10月12日後		16	.67	
10月		15	.63	
12月		15.5	.65	
天和2年1月		15.5	.64	
2月彼岸前		20	.85	
3月		19*	.8	
8月2日		26	1.1	
11月10日		33~34	1.41	古蔵米
年内		33	1.39	
天和3年1月		31	1.3	

(2) 米雑穀等の商売

次に弥左衛門の塩仲買以外の米・雑穀・煙草などの商売の推移を述べてみよう。
 まず最初は寛永十九年彼十八歳の時で、加佐志村(入間郡)五郎右衛門と同道して八王子に煙草二十駄を買付け、また栃木へは北島長八郎(川越町商人か)と同道して同じく煙草を買付け、両方で四十両のものが十三両の利益を得て賣

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

七
七

騎西蔵米(川越藩領)

寛永19年2月27日頃		20.5	.82
-------------	--	------	-----

仙波米(仙波喜多院弘米か)

正保3年		100	4.
------	--	-----	----

(註) 石替は金1両当の石数、算出した値が多い、*印は推定。

表2-2 米値段の推移

年 月 日		1両に石	備考
寛永19~20年		石 .65	
正保4年春 後		4. 2.8	
慶安3年	川越市買米	2.6	
承応2年春 4月1~16日 7月7日	尾張米 中米 葛西新早稲	1.6 1.8 1.8	江戸
明暦2年3月10日前 3月29日前 " 3月頃? 4月前 " 太津~満津 " "	餅米 " 米 尾張米 餅米 " " 米	1.3 1.3 1.4 1.4 1.25 1.15 1.4 1.38 1.55	買値
万治元~2年	米	3.5	
万治3年春 "	米 餅米	1. 1.05	
万治4年春 秋冬		.65 1.2	
天和元年秋 10月 12月		.55 .65 .65	
天和2年春 7月 8月2日 冬	肥後米 新米	.6 .8 1.3 1.6	
貞享元年10月		1.68	

(註) 主として江戸値段、蔵米以外であるが、蔵米値段混入の可能性あり。太津~満津は3月頃か。

められている(三子一五)。翌二十年四十一両を持って一人で栃木に煙草を買付けに行き、荷印を付けて部屋河岸(下野都賀郡、巴波川の河岸)から舟積みして江戸へ送っている(三子一六)。そしてこの頃から米・雑穀にも手を出しているらしく、寛永大飢饉からのそれらの値段が「万之覚」に記されている。本稿では煩瑣を避けるため、「万之覚」「三ツ子か之覚」記載の商品値段の変動を表2-5に示し、本文にはいちいちの記述を省略した。

正保三年の米・雑穀は大安値であった。しかし翌四年は大旱があり、小豆が春まで金一両に四石であったものが俄

表3 大豆・小豆の値段

年 月 日	大 豆 1 両に石	備考	小 豆 1 両に石
寛永19~20年	石 .8		石
正保3年	8.		
慶安3年	{上 3.6 中 3.8	江戸 "	4.
10月	{上 2. 中 2.1		1.5
11月前			2.1
承応元年7月益前	{上 2.45 中・下 2.75	江戸 "	
7月18~26日	上 2.		
12月前	2.		
12月	2.4		
承応2年7月28日	2.05		
明暦元年6月3~21日	1.85	江戸	1.4
" 後	2.3		1.85
10月	{上 1.8 中 1.9 下 2.		{上 1.45 中・下 1.55
明暦2年3月10日前?			1.1
3月29日前	1.55		1.1
4月前	1.55		1.25
太津~満津	2.余		2.45
"			1.6°
万治元~2年	4.		4.
万治3年春	1.35		1.45
天和2年1月20日後	.95		.8
8月2日後	1.4		
11月10日	1.1		

(註) 1 両の石数は平均、○印は買値、江戸と註記なくも大部分江戸値段。

に二石八斗と上昇した(以下註記ないものはすべて金二両につきの相場)。八月に多和目村(入間郡)の薪売弥右衛門の話を聞いて、同村名主六左衛門の家に四、五日逗留して三石二斗に小豆を買付けた(三子三三)。

下って、慶安三年は五月末より六月末までは雨降りが続きしけであった。大小豆(江戸)・川越市買米・煙草(栃木)・繰綿ともに安値であったが、九月一日美濃沢渡州(揖斐川)が決壊し、濃尾をはじめ西国に洪水が起ると、十月に入って江戸・川越でも穀物値段が騰貴した。このことを予想していた藩主松平信綱は、家中に触を廻して売米を押えさせ

表4 大麦・小麦の値段

大麦

年 月 日	1 両 に 石	備 考
正保3年	12.石	
承応元年 7月益前	{ 上州上中 5.6	江戸
7月18~26日	{ 上州下 6.	"
7~8月中	{ 上 3.85	江戸
承応2年 2月10日	3.3	
" 後	4.33	
2月20日後	6.5	
閏6月12日前	3.6	
" 後	4.15	
明暦元年麦秋	上州上 4.8	江戸
" 6~7月	{ 上 4.9	江戸
10月	{ 中下 4.75	"
	5.55	
	2.5	
明暦2年 1~2月中	2.3	
3月10日前	1.9	上州
" "	2.	江戸
" ?	1.5	
3月29日前	1.85	
3月頃?	1.83	
4月前	1.8	
4月	2.2	江戸
4月10日	2.35	
太津~満津	3.8	
万治元~2年	9.	
万治3年春	1.8	
天和元年10月	1.23	
天和2年1月20日後	.95	

小麦

明暦元年 6月3~21日	2.	江戸
" 後	2.55	
明暦2年 3月10日前?	1.8	
3月29日前	1.8	

(註) 1両の石数は平均。

た。それまで金十両につき五十俵(以下川越蔵米は註記なくも金十両につき)であった家中米を、穀物値段が上ってから三十八俵までに払わせている。家中米はのちには三十六俵に上っている。繰綿の値段も騰貴したが、産地大和の洪水の影響であった(万二二~三三)。これはすでに大和の繰綿が江戸に下っていることの証明となるうか。

慶安四年冬松平信綱は川越町年寄箕嶋八郎左衛門ら弥左衛門の父を含めた九人に蔵米千俵、惣町に同じく二千俵を五年目返済十両につき四十俵の約束で貸し付けている。当時四十八、九俵の相場であったが、翌年夏の大雨の影響で七月十八日すぎに俄に米値段が上り、川越で四十俵に、江戸で三十九俵ほどに皆払っている(万三二~三三)(なお本稿一〇八頁参照)。弥左衛門家督のさい父から借りて元手とした拝借金がこれである。これを利息付きで借りたのであろう

表5 煙草・繰綿・油の値段

煙草

年 月 日	銘柄 単位	値 段
慶安3年 11月前	栃木 35斤入	両分 3 4
明暦2年3月10日前?	なす上 38斤入	8-2
" 3月29日前	かどの " 38斤10駄	20 11-2
"	坂上	7-3

繰綿

慶安3年 8月前	360貫目当か? 以下同じ	両分 38
8月		31
" 後		161
その後		55
11月前		50
12月		61
明暦2年3月10日前?		63
3月29日前		60余
万治3年春		67-2

油

慶安5年7月盆前	下り水油 10樽	両分 10-2
明暦2年3月10日前?	樽油	15
万治3年春	油	15-2
天和2年1月20日後	水油	20-2

〔三十二九〕

承応元年の五月は甚しい寒暑が繰返したので蚕が死に、綿(真綿)・絹・蚕種が高騰した。彼が一枚五、六十文宛に買っておいだ蚕種が、翌年には金一分と二、三百文と実に二十倍以上の値に騰貴している。従ってこの時は皆結城や福嶋へ蚕種の買付に出かけている。甲

斐勝沼の四人の者が川越を通って結城に買付に行き、十両の蚕種が三十両になったという〔万四三〜四四〕。

この年は前述の夏の大旱のため七月盆後には穀物値段が二、三割高騰したのであるが、八月十五日に一割余下り、以後十二月まで下り口であった。そこで来春は上ると予想した江戸中の米屋は金のあるだけ穀物を買占め、いっぽう大名・旗本も米売を控えていたが、年が明けると一勢に米を放出したので、六月まではまた一割五分も下ってしまった〔万三七〕。

さて弥左衛門は承応元年七月二十二日に伊豆・葦山中村の石井藤左衛門の所へ行き、その近辺や駿河沼津辺の大麦を

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

買集め、五斗二升入五百十五俵（二百六十七石八斗）を三津浦の舟に積んで塩九度（駿河駿東郡江浦村塩久津）から江戸へ送っている。九月十六、十七日に江戸へ着いたが、舟賃四両とも代金六十一兩三分二百文であったから、江戸着値段は四石三斗二升に当った。翌二年二月大麥が江戸で三石三斗まで値上りした時、彼は川越にいたので売りそびれ、四月前半に値下りした所で川越にも積み送ったりして漸く四石三斗に売り払い、利益はほとんど得られなかった。売払直後十日ほどは二割上ったが、それからは六石五斗に下ってしまった。この下落は江戸の大麥相場がよいと各地から一度に大量の大麥が入荷したためである〔万四六〇四七・五六〕。その後六月から閏六月まで照り続き、閏六月十二日に雨が降るとさらに大麥は四石一、二斗に下落し〔万五九、川越藏米も同じく安くなった〔万六一〕。そして七月末には江戸へ新大豆舟が多数入津したため大豆値段も下っている。彼は八月十日頃までは江戸中を瓜売りに歩いているが〔万六三〕、この年の穀物商売は失敗したようである。

承応三年七月、鹿島など常陸浜で鰯の大漁があり、鰯の取引が各地でなされたが、十月中江戸に一万千俵も入荷した。これを父弥左衛門が買いたいというので、二百入五十五俵半の値で六、七両（七万念）も買付けた。ところが川越町周辺へ平太舟が二十艘も鰯を運んできたので、十一月中六十八俵に下り、買った者は皆一割ずつも損をして、三月中まで売れ残ってしまった。いっぽう十二月二十日一兩三十二本で小鮪を五兩二分江戸で買い、これを年内二十一本に売り、売り納めは十九本となってこの方は五割の利益を上げた〔万八四〇八五〕。

明暦元年は前年十一月二十九日の大雪（本稿二二〇頁参照）が二月までも融けきらず、麦踏みにしても根付きが悪いため大麥は半作となった。関屋・宗念寺下間の堀が塞がった時は大小豆・小麦も一時的に安くなったが、八月十日の日本中大風雨によって晩稻をはじめ万作がすたれたため米麦は二、三割余高騰した。その上九月二十二日の江戸大火で伊勢町米河岸にあった米麦を四万俵も焼失してしまった（本稿二二三頁参照）。十月すぎ各地から米舟が江戸に入り、

浅草切米も出たところが、米商は元手も焼き失ない、十二月の借金に追われていたので、買い手が少なく値が上らなかつた。彼も金がないので買わなかつたという〔万八五〇八六・八八〕。

明暦二年一、二月になると、前年の不作で大麦が欠乏し、秩父で上州大麥の買込みがあつたために余計値が上つた〔万八九〕。三月初はますます詰まり食物もなくなつた。馬は餓死し、こもかぶり(乞食)が殖え、足立の方や難波田村から川越へ多数の日用取が来ている〔万九〇・九二〕(本稿二二三頁参照)。大麥値段の高騰に伴ない、すべての穀物・煙草・練綿・魚類そして鉄までも値上りしている。三月十八日米・大小豆を積んだ上舟が江戸に入津したので近国から米買が集まり、江戸相場が少し下つた。これが各地に知れ渡つたので、各地もこれに倣い漸く息をつくことができた。川越では飢饉を緩和するために、松平信綱が二十九俵以下であつた蔵米を三十俵替で千両(三千俵)も町中へ売り渡したので、四月からは相場も下り三十俵では買手がつかなくなつた。この年終始安いものは絹・紬・真綿だけであつた〔万九二〕。弥左衛門は小豆一石六斗・餅米一石三斗八升で買付けたが、値下りに遭つて損をしている〔万九五〕。

明暦三年の江戸大火の後飢饉が訪れ、万治元年から三年春までは諸物価が上昇した。同三年春彼は煙草・大麥を買付けたが相場が上つたところであつたので利益はなかつた。しかし米は百両買つて一割の利益を得ている〔万一一〕。同年は七・八・九月と三度大風が吹き穀物がすたつたため、翌寛文元年春には米価が上昇した〔三子三八〕。けれども夏秋作が豊作で半値近くに下落した〔三子三八〕。

さて、寛文期には彼の商売についての記述は全くない。ただ同九年彼が四十五歳の時「商のとうげ也」〔三子四〇〕といつているから、それまでは必ずしも不振とはいえないであろう。

飛んで延宝二年の秋大水で翌三年は飢饉となり、米値段が高騰して乞食が千二百人も出たという〔三子四二〕。この時は在郷でも潰百姓が多数発生している。ついで同八年閏八月六日の大風水は江戸町中に高波が上り、洪水・家屋倒

壊破損・難船等の被害が大きかった。九月中まで長雨が続き、西日本六分、東日本三分以内の出来で、米値段は十二月・翌天和元年正月と騰貴し、十兩十四俵替にまで上った。そのため商売も大飢饉となったが「三子四八・五七・六一・六三」、幕府・大名・旗本は年貢を減免し、扶持（夫食）を出して救済している「三子六四」。そこで幕府は天和元年二月一日江戸米河岸にある米・餅米・大豆・大麦の四品の蔵入量を調査している。その結果は、

伊勢町分	米一六、四八九俵	餅米二、八九〇俵	大豆一一、五一四俵	大麦	四〇俵
	(六、八二四石二四〇五)	(一、二〇四石五二五)	(五、五五五石八四四)		(二八石九二)
大船町分	米二八、八〇一俵		大豆九、三六〇俵	大麦二、一〇九俵	
	(一一、七〇五石一一)		(四、四八七石〇五九)	(一、一九二石五四)	
惣合	米四五、二九〇俵	餅米二、八九〇俵	大豆二〇、八七四俵	大麦二、一四九俵	
	(二四、五二九石二五〇五)	(一、二〇四石五二五)	(二〇、〇四〇石三三四)	(二、二一〇石四六)	

である。原記載の石換算は誤があるがそのまま記した。このほか堀留小船町に米が六千俵ほどあったという(餅米・大豆・大麦不明)。同月七日上舟米五、六万俵、仙台米二、三万俵が入り、また十二日から春借米二十万俵が支給され半分は売物となったので、俄に安くなり十六俵替となった。この時幕府は大量の米買置を禁止している(三子六四・七二)。
ところがこの年もまた長雨・大水が続いて米値段は再び高騰し、江戸裏店者から新乞食が一万人も出たという(三子七二)。そのため翌二年正月深川蔵入米は十二万俵となったが、二十日までに上舟米二十万俵入り、商人米は合せて三十二万俵となった。そして川越近在は水損が甚しく、小地頭には物成米もない程詰まり、餓死者も出そうになった。しかるに二月彼岸前になると俄に米値段が下落した。これは米の代りに雑穀を食いのぼし、深川蔵入米が四十万俵・舟米十萬俵にもなったことが原因で、秋作が当たったため秋冬はさらに安値になった(三子七三・七四)。こうして天和二年の十二月は米がだぶついて大安値となった。そして二十七、八兩日の大火で江戸中の米二十万俵も焼失したが、な

お一割位の値上りにしかならなかつた(三子八二―八三)。それから貞享元年までは引き続き豊作で米値段は低水準であつた。そのため蔵米販売で貨幣を獲得する大名や商人は、商いが五年前の三分ほどに減つたという(三子九四―九五)。弥左衛門の米・雑穀等の商売の推移は右の記述で終っているが、塩商売と異なつて彼自身の米・雑穀等商売の記事は非常に少ない。しかし、川越藩の蔵米販売をはじめ雑穀・煙草等の商いは、塩仲買ほどではなくとも、彼の商業活動にかなりの比重を占めていたことは疑いないであらう。

註

(1) 後述のように、承応元年の上方衆の見積り一蔵才田塩にして千八百俵入りということであるから、少なくとも一蔵二八八石となり、三五〇戸前では一〇〇、八〇〇石という計算値がでる。従つてこの時の江戸の塩在庫量は約十万石とみてよいであらう。

(2) 『寛政重修諸家譜』第二輯一六三頁。
(3) 前掲拙稿「近世前期譜代藩領農村の特質」。
(4) 元禄三年刊「江戸惣罷子名所大全」(『江戸叢書』巻の四、一二七頁)に諸色米問屋として舟町六人・伊勢町五人・小網町三人、計十四人の名がある。このことからみてこの数字は江戸米河岸総在庫量とみてよいであらう。

近世前期の江戸・川越市場

榎本弥左衛門の商売は江戸入津の下り塩を買付けて、川越・松山などの市で自ら売り捌き、あるいは近在の市さらに秩父大宮・青梅の市まで進出し、在郷の売子を使って販売する塩仲買としての活動と、川越蔵米を主とする米を川越から江戸に運送して売り払う蔵米商としての活動があり、さらに雑穀や煙草などを近在および栃木・八王子や遠く伊豆・駿河まで買集めに歩き、江戸・川越で販売する活動があつた。もちろん彼の商業活動の中心は塩仲買である。

さて前節に述べた彼の商業活動の経過からいくつかの事実が引き出されている。寛文以前の江戸ないし関東の城下町商業に関する史料が乏しい現在、ここでそう多くない右の事実から近世前期の江戸・川越の市場構造の性格を大胆

に推測してみることも意味があると信ずる。以下に整理を試みよう。

まず近世前期の江戸の塩流通と瀬戸内よりの下り塩の推移についてみることにする。⁽¹⁾初期の江戸の塩需要は、幕府の食塩確保政策によって保護された行徳塩が賄っていた。すなわち江戸城内正塩納以外の塩は、行徳からの炭塩振売りによって江戸町中に売捌かれていたのである。ところが瀬戸内における入浜式塩田の開発によって十州塩田が急速に発展し、江戸にも下り塩が大量に輸送販売されることとなった。下り塩の輸送は塩廻船によったが、その創始は慶長・元和の交とされ、漸次盛んに舶載されるに至った。幕府は十州塩の江戸輸送に対抗するために、行徳塩田に保護を加えたのであるが、その元禄以後の漸次的な衰退の徴候は、下り塩の江戸輸送に照応するものとされる。⁽²⁾

弥左衛門が売買したりあるいは値段を記録したりした下り塩の銘柄（塩浜名）は才田・荒井・大俵が多く、他にむれ・乙子・猪津・大廻・たかや・内海・高原・こくし・小豆嶋である。大俵は小俵に對置する普通名詞であろうが、才田は阿波板野郡齋田浜、荒井は播磨加古郡荒井浜、猪津は齋田浜の内、たかやは讃岐阿野郡で寛永年間開発と推測される旧高屋浜、⁽³⁾小豆嶋はもちろん讃岐の小豆島であるほかはよくわからない。⁽⁴⁾けれども下り塩の大部分は才田・荒井が占めているとみてよいであろう。

ところで当時の下り塩の主産地の一つ才田（齋田）浜の生産状況について、承応二年七月十四日松本作兵衛の所で阿波才田の船頭一郎右衛門から聞き取った話が「万之覚」にある（六七―六八）。それによると才田浜は近辺に明神・嶋田・猪津・越浦・小田嶋・黒崎の浜があつて、大小籠三百軒ほどあり、年に五十万俵の塩を生産していた。うち才田は十八軒、嶋田には五、六軒あつたようだが、この五十万俵が二百五十ないし三百艘の舟で江戸方面に輸送される。その道中でも買手があれば払うことがあるが、かなりの量が江戸に入津したのである。承応元年は日照りにより塩が生産過剰となつて年間二百万俵にも達し、安値で燃料の薪にもならない状態となつた。藩主松平阿波守（蜂須賀忠英）

は暮に米を貸付けて救済したが、返済もできずに才田五軒を含めて五十軒もの籾が潰れたという。藩主が救済しようとしたのは一俵銀一分五厘(5)の塩運上を確保するためで、横目を付けて無理にも焼かせたという。才田浜の塩焼は狡猾で俵の升目を抜き取るから塩買付の旅人は益々来なくなり混乱したため、藩主(宇光隆が継ぐ)は二年六月二斗七升入大升を公定して一斗入と定めたので、これより江戸着でもこの俵は優に二斗はあるようになった。周辺の小浜は才田に対抗するためさらに多目に入れている。こうして七月には産地価格は四斗入一俵銀八分(一兩に七十五俵₆三十五)となったという。これで才田浜のおよその生産状況が理解されよう。

才田浜原地における塩生産額を一俵二斗七升入として計算すると、慶安四年まで十三万五千石、承応元年五十四万石、同二年は前年の約四分の一減というから四十万石程度という数字が出る。従って年十数万石は生産され、多い年は四、五十万石生産されたといえる。この内かなりの量が江戸へ下されたわけであるが、運送中ないし蔵入中に目減りするので、江戸廻着量すなわち江戸および近辺の才田塩消費量は、慶安期は年十万石程度、承応期はそれよりずっと多いと推定しておこう。

右の才田の船頭の話では才田舟一艘千六百ないし二千俵積、前節に述べたように荒井舟は千八百俵積であるから、俵入量の違いを考えに入れて推測してみると、荒井舟約三百石積あるいはそれ以上、才田の舟約五百石積前後となる。これに基づき下り塩江戸廻着量を推計してみると、慶安四年冬十三万石(うち荒井三万石)、承応元年冬十一万石(うち荒井三万石)、同三年中三十万石という数字が得られる。もちろん不確実な数字による推計であるから誤差が大きい、ともかく寛文以前のこの時期において下り塩の江戸廻着量が江戸市民の需要を上まわるほど大きかったことを理解しえよう。因みに享保十一年江戸入津量のうち塩は一六七万〇、八八〇俵(一俵俵に三斗入として約五〇万石)であるから、慶安・承応期のこの数字は案外大きい。なお、上総塩(8)は下り塩の払底した時しか入ってこないし、行徳塩

を中心とした地廻り塩の衰退もこのころに比定してよいのである。

下り塩を江戸へ運送している舟として、覚書に上舟・塩舟・荒井舟などの名称が見えている。これは皆廻船といつてよい。寛永頃から漸次廻船問屋が成立したが、赤穂・才田の仕立に係る塩廻船問屋のちに四名となっている。そして廻船下り塩問屋と称するものは尋常の廻船問屋と異なり、塩問屋を兼業した。⁽⁹⁾荒井舟は場所は違うがのちのこの赤穂仕立の塩廻船に継承発展していくのであろうし、才田も先述の如く三百艘近い上舟を仕立てている。

江戸問屋の端緒的成立に関して最も早い時点の記事は、商人が手代解雇の時に仲間へ通知することを命じた慶安元年の町触⁽¹⁰⁾であり、また明暦三年の触では塩問屋を含む九種の問屋に対して、一味の申し合わせをして他国からの船商人に対し問屋を通さず売買をする者があった場合にしめ出すことを禁じている。⁽¹¹⁾このように明暦期には江戸問屋仲間組織の存在を認めうるが、この期の問屋仲間は同業者の網羅的な組合結成というよりも地域的な結合であることが多く、江戸市内の需要を満たすことを目的とした商人群であつて、関東・東北にむけての遠隔地商業を掌握する段階には未だ達してなかつた。そして江戸の商業資本が畿内・西国と関東・東北との商品流通を仲継する性格をもち、十組を結成するに至つた元禄年間に、江戸問屋の体制的成立がみられたといふ。⁽¹²⁾

再び「万之覚」に帰ってみると、慶安四年正月に江戸本塩問屋と塩仲買との紛争の記事がある。⁽¹³⁾慶安三年にも問屋の記事があり、このことはすでに慶安期に塩問屋仲間組織があつたことを証明するのであるが、問屋数は不明である。ただ取り立てた新問屋が四軒であり舟も半々に割り当ててあるから本問屋もほぼ同数であつたらうか。享保七年言上御帳付写⁽¹⁴⁾によると、この年塩問屋は北新堀町作兵衛・彦右衛門⁽¹⁵⁾、小網町三丁目利兵衛、南新堀町二丁目茂兵衛の四軒に限られたが、さきの新問屋四軒とは系譜的に異なると思われるので、新問屋の結成も結局は失敗に終り、本問屋⁽¹⁶⁾廻船下り塩問屋仲間組織の確立をみるに至ることを暗示してくれる。

なおこの時間屋仲間が脇売りを行なったのに対し、却って仲買がこれを阻止して分裂するなど、問屋仲間の独占体制確立期とは違った動きを示していることは興味深い。これは問屋仲間の塩仲買統制力が弱いことの証左でもあるし、問屋仲間自体の結束の弱さをも示しているのであろう。その理由の一つとして、下り塩仲買が未だ問屋前貸を受けていないこと（弥左衛門の資本と商業活動をみよ）と、新問屋結成に参加した仲買が八十人もいたこと、つまり下り塩仲買軒数はさらに多数にのぼることによる、仲買の相対的独自性をあげてよいであろう。また裏返していえば、仲買自体も専業の塩仲買仲間組織が未成熟であったといえよう。

廻船下り塩問屋は享保七年廻船問屋のうち四人が兼ねて塩問屋になったのが幕府公許のはじまりであるが、他の多くの商品と違って、才田・赤穂（古くは荒井）から廻船を直接江戸に下しており、従って当然菱垣廻船積十組問屋の結成には加わらなかった。廻船下り塩問屋における商いの方法は、幕末期の例であるが、江戸入津塩荷があれば下り塩仲買が立ち会い糶買いをし、塩問屋は口銭を取ったが、仲買兼業と仲買以外への直売りを禁じられていた。⁽¹⁸⁾このことから類推して、前期においても糶売糶買という方法は変らなかったと思われる。

弥左衛門は下り塩仲買の一人として江戸日本橋川北がわ堀添いの堀江町（のち新堀、日本橋川口）に出店をもち、新河岸舟運⁽²⁰⁾を利用して川越へ運送し、川越・松山等の市で直接俵売あるいは石売（計り売）するとともに、近在や少し離れた市へ売子（恐らく村落上層）を通じて販売したのである。

次に彼の販売面をみよう。川越での塩売りの日付は二・六・九日で、川越九斎市の日に当り、他の松山（四・十の六斎市）など近在の市でも同様である。彼は前述のように秩父大宮・青梅の市にも進出したとみられるが、武蔵北部・上野の市日にも関心を持って記している。⁽²¹⁾このことからみると、近世前期の川越付近は城下町を含めて市立の商業が基本であるといえる。しかし、戦国期や近世初頭の在方の市が小城下町や他領との流通の結節点に成立し、およそ一

郡に二、三か所ずつ分布して小市場圏を結成し、それが相対的に独自性を持ちつつ集合して藩領域を構成していたのと異なり、この期の市は川越運雀頭次原氏に代って台頭した加茂下氏や榎本弥左衛門のような城下町商人の商圏のもとに取り込まれ、近辺の井草・高萩など天正期の六斎市が消滅して、旧来の小市場圏が解体再編される過程にあったと考える。店舗商業の成立、藩領域市場の唯一の結節点としての城下町商業の確立への過渡的形態であろう。

小野正雄氏は一六五〇年以前の「小市場」存在を複合家族経営相互間の自然地理的分業の単位とし、一六五〇年からの小農経営の広汎な自立、小農経営相互間の新たな分業関係の成立に伴なう「小市場」の解体への領主的対応政策として、城下町商業の育成、在町商人を城下町商人の下問屋的位置への組み入れ、つまり城下町を中心とした領域市場の編成が行なわれると述べている。川越藩では慶安元年の総検地によって不十分とはいえ小農経営の広汎な形成がみられるが、兵農分離・城下町集住を経た慶安と寛文期の城下町川越および近在の市場構造は、このような小農の分業関係に基づく必需物資交換の場として再編されつつあったといえよう。

なお米その他の商品については触れることができないが、領主米交換の場として城下町川越がその役割を果すとともに、大消費市場江戸に早くから結びつき、城下町商人が領主権力の保護のもとに江戸へ運送し換金していたと考えられている。また当時の塩川岸堀江町は伊勢町・舟町・小網町など米川岸に隣接していることも、弥左衛門の商売にとって有利であったと思われる。

最後に、彼の資本をみるとたとえば独立した時の元手百四十両というように小さいにも拘らず、一回の取引に数十両から百両の金を投下するなど商業規模が大きい。川越で一市に塩十数両の売上げがあることもあるから、少なくとも塩だけで年間千両、他の市を含めて二千両ほどの規模、そして米雑穀を考えればさらに大きくなる筈である。

ところで表1-5に掲げたように取扱商品の価格変動は著しい。米値段もこの時期「三貨図彙」に示す京都におけ

る数字と比較すると、江戸ないし川越の方が遙かに変動が激しい。そして塩は最も価格変動が甚しい商品である。これは輸送途上の目減りや品質変化を仲買が糶買において目利きする能力を必要とさせるわけでもあるが、何といつても輸送手段に塩廻船の不安定性と、塩問屋仲間組織の弱体、価格維持に独占能力の脆弱性、そして塩の糶売買という方法もあって、塩の価格が不安定となり、極めて投機性の高い商品とさせているのである。⁽²⁶⁾そして弥左衛門が「万之覚」に気象・災害・作況などを詳しく記したのも、塩仲買がこれらを判断の材料として価格変動を予測する能力を要求されるからに他ならない。

江戸および周辺における商品価格の不安定性は寛文以前の市場関係の未熟さを反映するものに他ならない。三都の一つとして商品仲継機能を江戸が果たすようになるのはもっとのちのことである。しかし慶安・寛文期には幕藩制の市場関係は成立の端緒をのぞかせているといつてよいであろう。

註

(1) 近世における塩の全国的規模での流通についての展望は渡辺則文「近世における塩の流通―瀬戸内十州塩を中心として―」(『内海産業と水運の史的研究所収』)を参照されたい。

(2) 掛西光速「下総行徳塩業史」(アチック・ミューゼウム報)一四頁。

(3) 渡辺則文氏の御教示による。

(4) 地名より推測すれば、むれは讃岐木田郡牟礼、乙子は備前邑久郡、内海は安芸豊田郡であるが、こくしは長門豊浦郡小串、高原は安芸豊田郡竹原であろうか。後考にまちな

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

(5) 原記載によるが、塩二十万俵で銀三貫目とも記しているので、そうなら一俵銀一厘五毛となる。後の塩価格からすれば一分五厘は高いかもしれない。

(6) 「撫養塩田誌」(史料館所蔵祭魚洞文庫旧蔵水産史料)によると、撫養(齋田)塩田の創始は、天正十三年播磨竜野より阿波に転封した蜂須賀家政が、播磨荒井郷から馬居七郎左衛門・大谷五郎右衛門らの塩田技術者を招き、慶長四年三月始めて鍛島(のちの大桑島)の塩田を開き、ついで財田(齋田)、大黒崎・小黒崎(黒崎)の以上財田四組を開いたことによる。それから同十二年南浜・北浜・竹島(高

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

九二

- 島・三ツ石・安芸神（明神）、続いて三ツ立岩・弁財天・小島田、正保元年には小畷島（小桑島）と塩屋十二か村が開かれた。慶安元年に塩方役場を創設して塩田を支配することとなり、撫養塩田は当初から国産として保護・統制が加えられて発展した。
- (7) 「吹塵録」『海舟全集』第四卷三三三頁
- (8) 承応二年時における上総塩の産地を弥左衛門は、今戸・中嶋・今井・奈良輪・五井・青柳と記している〔万二〕。
- (9) 『日本財政経済史料』第三卷一三五頁。
- (10) 『正宝事録』一八。
- (11) 『御当家令条』卷二一。
- (12) 林玲子『江戸問屋仲間の研究』一一頁以下。
- (13) 廻船下り塩問屋の成立は寛永十年頃といわれる（鶴本重美『日本食塩販売史』）。
- (14) 大日本近世史料「諸問屋再興調」六、一二二頁。
- (15) 「万之覚」承応二年に堀江丁彦右衛門の所で舟を沈めた船頭詮議の記事があるが〔万六五〕、この彦右衛門と同家であらうか。
- (16) 寛政二年の下り塩仲買は江戸新堀を中心に二十四名、問屋再興時の嘉永四年は十四名と減少している。なお寛政二年の名前の中に北新堀善八店榎本屋弥左衛門（彼の子孫）の名がある『諸問屋再興調』六、一二六および一〇九頁。
- (17) 同右一〇九頁。
- (18) 享保期の大坂より江戸向け商品のうち、塩は無いかあっても極めて少量である『大阪市史』第一卷六五〇頁。
- (19) 「諸問屋再興調」六、一〇七頁以下。
- (20) 正保四年二月平太舟一艘を二十両二分の内金を払って所有するに至った〔万一六〕ほか、他の舟運すなわち大塚・老袋舟（荒川舟運）を使っているが、新河岸舟運が最も安定的に運航されかつ馬の出入も多かったようである〔万七三～七四〕。
- (21) 熊谷・本庄・安中は二・七の六齋市、上野総社・板鼻は三・八の六齋市、前橋・松井田は四・九の六齋市、高崎は二・五・七・十の十二齋市である〔万三〕。
- (22) 渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』、伊藤好二『近世在方市の構造』、中丸和伯『後北条氏の発展と商業』（歴史学研究所二九号）、藤木久志『大名領国の経済構造』（日本経済史大系）2 中世所収、参照。
- (23) 小野正雄「寛文・延宝期の流通機構」『日本経済史大系』3 近世上三五一頁以下。
- (24) 前掲拙稿「近世前期譜代藩領農村の特質」。
- (25) 同物価之部卷四（『日本経済大典』四〇所収）。
- (26) 弥左衛門も「塩商は大上り大下り有候て大事の商にて候、幼少より只今迄相勤め申候間、歳をとられ心か浮雲の様々罷成、大物忘れ仕り世渡りにささはり申候事」といっている〔三子五一～五二〕。

寛永末〜万治期の政治と社会

——史料紹介「万之覚」より——

「万之覚」には、前節までの叙述に利用した弥左衛門の商業活動の記録のほか、当時の政治・社会上の諸事件・事実についての記事がある。以下に筆者が付した解説でも理解しうるように、一商人の記述にしては意外に信憑性が高い。彼の生活範囲からいって江戸と川越を中心にしたものであるが、寛永末〜万治期の政治・社会上の諸事件・事実を彼がどのように見たかという点についても興味を起させるし、事項によっては、ことに川越藩政史に關しては、從來知られなかった新しい事実をも提供してくれる。そこで筆者の関心に基づいてではあるが「万之覚」からは三分の一の記事を抜萃して紹介してみたい。「万之覚」は年代不同にかつ一つ書になつていたので、抜萃する時一つ書全文をとり出し、原則としてそれらを年代順に並べ変えた。ただし同種の記述については年代の差にかかわらず一括したのもある。そしてそれに見出しを付してゴチック体で示し、史料本文は「」内に入れたが、紙数の関係で見出しの下に続けた。仮名はニ・ノ・而を除いて原則として平仮名に改めた。仮名書き・誤字・宛字等で読み難いもの、および干支・人名・地名等については、できる限り調べて（）内に注記し、事項ごとに解説を付した。なお出典については『徳川実紀』は巻数・日付を、『御触書寛保集成』『正宝事録』『徳川禁令考』は法令番号を記して頁数を略した。また、気象・災害・大名等の死去・個人的な記事は紹介の対象から割愛したものが多し。

松平信綱川越入部 「一、寛永十六己卯年に松平伊豆守（信綱）様御知行六万石にて河越を御知行に御取御入部被成候、但きさい（騎西）共ニ、其後何之年迄万五千石御かそう（加増）也、但ひたちのふちう（府中）、川越之西小沼・高く

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

らなど、共に」〔万四二〕

松平信綱は寛永十六年正月五日武蔵忍三万石より川越に移され、三万石加増あつて六万石となり、四月二十三日入郡した。前年鳥原の乱を鎮定し、権勢盛んな老中であつた。正保四年七月五日常陸新治郡（府中領）・武蔵埼玉郡のうちで一万五千石を加えられ、すべて七万五千石を領した（『寛政重修諸家譜』第二輯三五二―三五二頁）。小沼村は入間郡、高倉村は高麗郡であるから、この時川越近辺においても加増分があつたのであろう。なお六四頁の關係地図を参照されたい。

浅草御蔵切米支給量と支給月 「一、浅草御蔵御切米百万石程出候、夏卅五万石・冬六十五万石、但夏切米は五月中出る、辰ノ年（寛永十七年か）冬切米は霜月朔日を出申候」〔万一四〕

旗本御家人への切米支給は少なくとも延宝三年からは春夏冬三季支給となつてゐるが、寛永末ではまだ夏冬二度の現米支給で代金支給はなかつたようである。浅草一蔵の切米総量百万石は、たとえば享保十五年の切米・扶持・合力に金銀支給分を米に換算して足した総額が百万石に満たないこと⁽¹⁾に比しても、かなり大きい数字である。

松平信綱川越在の堤へ竹・杉を植栽、道中改修 「一、寛永拾八辛巳年川越之在々之松平伊豆守様御知行中之堤え竹と杉を御うへ被成候、此年々川越々方々出る道中すく道に成候」〔万四二〕

寛永大飢饉、幕府馬喰町に救小屋を設置 「一、寛永拾九壬午年々同未ノ年兩年大き、ん也、此き、んの前の年やらん正月朔日に大雪ふり、夜ルなへかまに水あればわる、程寒じ候、田畠も耆尺程も所によりてい（凍）てあかり候、此朔日々春中ゆき七度ふり候、此き、ん時米耆両ニ六斗七斗仕候、大豆耆両ニ七八斗九斗仕候、何れも石物是に應してうりかい申候、川越蔵米四斗入辰ノ年（寛永十七年）迄拾両ニ五拾五表迄仕候か、午未の年は十両ニ付十八表迄ニ成候、き、ん入申候前ノ年は林の竹とも大かいかれ申候、さ、にみ（寒）なり候、日本にて人大勢死候、江戸にたわらむしろを身にまき候こもかぶり数しれす、上様御情にてばくろう（馬喰）丁に長くこやを御かけ被下候へはそれに入こ

み居候、其内死候は皆川へ流し候、き、ん入候には二三年も前方に海をさかなあからす候と申候か大かたはづにあい申候、右之寒じにて巳ノ年（寛永十八年）の大麦は皆ぬけ申候」（万六〇七）

「一、寛永拾九・廿年は兩年は午未之年也、此年天下大き、ん、日本國中にて人多死也、此時江戸ばくろろう町にこやを長さ貳百間余にかけてこもかぶりともを置被成候、此こまかぶりの中にも大将出来申候、此大将に何もしたかい申候、こもかぶり老万人余りも江戸中に可有候、其内死すれば川へなけこみ申候ニ仍さいけん（際限）なく川に死人あり、日本橋などに居申候こもかぶりへは江戸町人衆せきやう（施行）にかゆ・こまめし万引申候、中々むこき事かきりなし、此時河越我等内へ塩付参候而みそを老升余り口へくい申候、ひたるさに日本國にて死たる人何ほととまたとへかたし、むしろきれ・こもきれを何ほとも着てうへしに申候、塩も兩年は老両ニ三石ほとも仕候、申之年（正保元年）十月をむれ廿表三斗入仕候、（右横に）壬午・癸未也」（万三九）

正保大地震と王子与樂寺の強盜 「一、正保四丁亥年五月十四日のほのく、あけに大地震ゆり候、此時とうえい山の土大仏のくび計ゆりおとし候、此時の風聞に小田原の大地しん（寛永十年正月二十日）と同事と申候、但丑（慶安二年）ノ六月廿日の地しんは江戸にてはおとり候と存候、大仏のくびおち候右（砌）に、王地（王子）与樂寺へ夜うちぬすみ入候、此大仏のくびおちたる時らく書に云、しやか（釈迦ニ逆）様やみくし（御髮）は下へねはんそう（涅槃像）寝るとかける。是そまことこの地しん（自身ニ地震）しやうふつ（成仏）、と有、王地へ夜うちに入手負申候者有、此右（砌）に、上様御腹立故国々へ御ふれ廻り候故皆とられ、同五月十八日ニはつつけ（礎）にかゝり候、但江戸中を手負有は早く申上よと御ふれ有に、手負成者をのせ候てやり候馬かたもはり付にかゝり候、以上八人也」（万一六）

正保四年の大地震は『徳川実紀』『大猷院殿御実紀』卷六十六をはじめ、『増訂武江年表』等多くの書に出てくるが、寛永八年堀丹後守直時が粘泥をもって造つた丈六釈迦像の大仏の頭が崩落したことは、『増訂武江年表』（三三三頁）や『家乗略』『東叡山縁

起」の記事にもある。しかし『増訂武江年表』の慶安二年地震の記事にも「上野大仏像砕しはこのとき也ともいふ」とあるし、「玉滴隠見」および「談海」はやはり同年のこととし、この落首を紹介している(ただし上の句は、御釈迦ノ「談海」はおしやかさま)ミグシハ前エネハンソウ、としている)。

王子与榮寺の強盗については『徳川実紀』「大猷院殿御実紀」巻六十六正保四年五月晦日項に、「柳原市街六七町の間に住む市人の住居を急に追払はしめらる。これはさきに王子村辺与榮寺をさがせし強盗を。かくし置事露頭せしゆへとぞ。」とあるが、触書や十八日の礎についての史料は見当らない。

川越の馬盗難事件 「一、正保五戊子年閏正月十四日の夜丑ノ刻に、本町箕嶋八郎右(左か)衛門かけ(鹿毛)成る十めの馬又南町芦川長右衛門黒ぶちの馬式つなからぬすみ出し候、夜あけて川越の町中にてふしきと存、通り候旅人に聞候へは、去者かますをせおい南の方へ行候ニ聞候へは、此者申様、其かけなる馬にくらをおいて男老人のり、又ぶち成る馬をしりにくらの山がたにく、り付北の方へ行候申候、此者は大かた同類にて可有候と後におさへ不置後悔申候、其者の口に任せ北の方へもおいてをかけ方々の口々へ人やり候へは、かすかへ(拍壁)はばくろう七太夫以上五人行、先ぶち成る馬を見出し、かすかべのぬすみ馬宿庄兵衛を、所の名主にことわり十七日に川越へ参候、川越名主渡辺久右衛門・富田や九兵衛二人ことわりに伊豆様被遣候、此ぬす人は川越が東原市の者ぬすみ候、其後断きび敷候へとも、何と思召候やらん、其馬を其ま、請とらせ被成候、伊豆守様御心底何と有やらん」〔万二六一七〕

国廻目付ら川越付近を通行 「一、慶安式己丑年二月十一日ニ川越のあたりを御国廻衆御通り被成候、宮木越前(宮城和甫)殿・北条新藏(正房)殿・黒川与兵衛(正直)殿・猪海半左衛門(猪飼正久)殿、勘定衆雨之宮二郎右衛門(雨宮忠俊)殿・同したら勘左衛門(設楽能利)殿・小笠原弥左衛門殿・神谷助左衛門(忠榮)殿、此外二人有、以上十人也」〔万五五〇五六〕

近世前期には諸藩探索などで国廻りの巡視が多い。宮城・北条・黒川・猪飼の四人の目付は、いずれも『寛政重修諸家譜』によれ

ば、慶安二年三月二十八日に仰によって諸国巡視を行なっているのであるが、二月二十一日と日付に差があり、弥左衛門の記憶違いかもしれない。ともかく川越付近を通過して西へ向かったのであろう。

家綱日光社参

「一、慶安式己丑年卯月十日ノ午刻に、家綱様大納言様之御位之御時、御年御九歳の時、日光山へ御成之時、先立は一日も前方に松平式部（式部大輔忠次）殿と承候、御成之時の先御手は戸田左門（氏麿）殿、馬乗五十きつけかう成しやうそくて御供、三番は御よこめ衆と申候、四番は近藤のほり（登助貞用）殿、馬乗卅き也。類なしのけつかう成何れもしやうそく、登殿は白き馬を皆しんく（真紅）にてかざり、けつかう成しやうそくめして御とも也、登殿御門（紋）はかの鹿のつ（鹿角の丸）なり、登殿の先にてあおひの御門てつほうのたま入ニすわり候なり、五番ニとらのかわ、六番に御年寄衆三人馬にて、七番に若上様、御成御年寄衆と申候か御のり物の両わきにかちおとも廿四五人、又御かこのそばに十二三計の子両方に式人かち御供也、上様々先にのり物の内に若衆にんきやうを入、此若衆にんきやうをさききの乗物にさんはさう（三番衆）、其次かたかさこ（高砂）、其次か若衆にんきやうのり候のり物也、此のり物長さ五尺わき三尺たけ四尺ほう三間、此内もそも皆ひろうとにてつゝみ候、のり物町にてこしらへ候時見る、ふちはあを竹のふち也、上様御のり物廻り以上百人余御かちの衆也、あとを三番めが酒井讃岐守（忠勝）殿、おさへかあべのふんこ（阿部豊後守忠秋）殿、御年寄衆のたぐい以上馬にて七拾人程か何れもけつかう成しやうそく申計なし、江戸々日光迄の馬次、一、せんしゆへ式里御泊り、一、そうかへ式里御茶や、一、こしか（越倉）へ三里御泊り、一、岩付へちり御泊り、一、かねむろ（鹿室）へち里御茶や、わと（和戸）へ三里御茶や、一、さつてへ三里御茶や、一、くりはしへ式里御茶や、一、こがへち里御泊り、一、ともふな（友沼）へ御茶や、一、ま、たへち里御茶や、一、おやまへ二里余御泊り、一、小金（小金井）へち里半御茶や、一、石橋へ式里御泊り、一、よこたへ御茶や、一、うつの宮へち里御泊り、一、のさわへ式里御茶や、一、とくちら（徳次郎）へ二里御茶や、一、大沢へ式里御泊

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

九八

り、一、今市へ式里御泊り、日光へ御入合廿老馬次也」〔万一七—一八〕

家綱日光社参の行列の有様と道中の記事である。行列順などはほぼ『徳川実紀』『大猷院殿御実紀』卷七十四の記述と差違がないが、装束や人形乗物の描写は生彩があつて、あるいは彼が見る機会があつたと思える。

川越南西部の電書 「一、慶安式己丑五月十三日午ノ下刻に、川越々南西ノ方所沢・金子・二本木・下ぶつち・岩沢・山口是等の辺大ひやうふり候て、かうの鳥など万いき物うちころされ候、八王寺の代官殿へ馬に付而参候、二本木などにては大木のえたうちおられ候、此近く見申候、惣而草木に葉巻つもなく候、此大ひやうふり候事京へも聞へ候、六月廿三日に我等きたの天神へ参候時其道ニて物語を仕候、我等とも武蔵のものと申出しての後也」〔万一八〕

『徳川実紀』『大猷院殿御実紀』卷七十四に、中山・八王子・前沢（所沢か）・河越辺に大雹（重さ五、六十目）が降り、人畜に被害があつたと記している。

久世広当与力の米を兄喜兵衛常陸より江戸へ還送 「一、慶安式己丑年八月十三日に久世三四郎殿与力衆の米をひたち江へ舟にて取申候事を喜兵衛極め候事は、与力之内藤田七郎右衛門殿と大黒与太夫殿兩人被参候而、伝馬町水谷孫三郎殿所にて孫三郎殿世話人ニ取候てかた（手形）仕候也、七郎右衛門殿内市左衛門才覚物、与太夫殿内六兵衛とも物語申候」〔万一九〕

久世広当は七千百十石余の旗本で百人組の頭であつた。与力十騎・同心五十人を預けられ、所領のうち二千石は与力扶持料である。常陸真壁郡にも所領をもっているから『寛政重修諸家譜』第三輯三九六頁、与力扶助料もその近くにあつたのであろうか。

川越あかゝねや彦兵衛切腹 「一、慶安式己丑年八月廿七日巳ノ刻川越江戸町あかゝねや彦兵衛腹切申候」〔万一九〕
彦兵衛は商人か。自殺するのに切腹するのはやはり当時の気風であらう。

松平輝綱巨大野五郎兵衛仇討 「一、刁ノ年（慶安三年）正月廿四日巳ノ刻に松平甲斐守様御内大野五郎兵衛殿、親

のかたき遠藤十左衛門を小引(未逸)町にてうち、其近所松平美作守(定房)殿へ兄弟三人かけ入候、御帳につかぬ故殊外六ヶ敷也」〔万二四〕

尾張徳川義直の死と殉死 「一、慶安三丁年五月七日ニ尾帳大納言様(徳川義直)御遠行、年五十老歳之時、此時おいはら(追腹)廿四人きりたると申候、此時江戸ねき(彌豆)町にて七日か内上るり(淨瑠璃)かぶきせず」〔万二二〕

徳川義直死去の記事であるが、日付・享年とも正しい。しかし殉死者数は『徳川実紀』『大猷院殿御実紀』巻七十七によると五人とあり、二十四人はいささか多い。なお彌豆町の歌舞伎は中村勘三郎芝居で、翌年堺町へ移転している(増訂武江年表)三四頁。

松平信綱子吉綱死去 「一、同丁年(慶安三年)六月五日に松平伊豆守様御子ニはんめ三郎兵衛様御はて被成候、是は分別能御人也、おいはら二人也、但へやすみ(部屋住)にて老人は坂部九太夫殿、老人は(空皂)」〔万二二〕

『寛政重修諸家譜』第二輯三五五頁によれば四日死去とある。殉死が流行し、この時も部屋住ながら二人切腹している。

家綱西丸移徙 「一、慶安三丁年九月廿日ニ、今上様大納言家綱へ、四時西之丸へ御わたまし、江戸中無事ニ仕候様ニと御ふれ廻り申候」〔万二二〕

川越町奉行長谷川遂能同心成敗 「一、慶安三丁年無神月廿日晚ニ長谷川源右衛門殿御同心半兵衛・徳兵衛川越籠家の前にてせいはいにあい申候、様子は町にて色々のねたりを仕、れいせん(礼銭)など、申て川越町中を銭彦丁を式貫文つ、取申候、此つらぬき始のものせんき(詮議)ニあい申候町人なるが、又此外色々のねたりのあまりに半兵衛仕候事は、かのういんと申山ぶし家を式両ニ和田理兵衛(元清)様内藤左衛門かい申候に、半兵衛申様、我等老両式分にかい申はつニ候をよそへうり候事いたつらものとして寺入をさせ取かへさせ、又老両式分ニかい候て又大工忠兵衛ニ式両ニうり申候、此わけ口徳兵衛も取申候と承候、惣而徳兵衛は大将、又半兵衛はあつまへなくおこり申候、仍半兵衛親子・徳兵衛親子以上四人せいはい也、以上十人の同心を、八人は伊豆守様を山をこさせ被成候」〔万二二〕(二三)

『榎本弥左衛門覚書』について(大野)

川越町奉行同心が権威を嵩に悪事を働いた事件である。長谷川源右衛門遂能は寛永十六年三百石で川越町奉行となったが（大河内信定氏所蔵大河内家文書「従古代役人以上寄帳」、万治元年「松林院様（松平信綱）御代分限帳」（大河内家文書）では四百石となっている。なお山をこさせたということは領分追放であろう。

蓮馨寺所化衆行伝寺へ押掛ける 「一、同年（慶安三年）霜月十五日に行伝寺へれんけい寺しよけ衆おしこみ申候様は、行伝寺の念仏むけん（無間）と云たんぎ（談議）と（説）き被申候故也、此時伊豆守様を奉行に被仰付候長谷川源右衛門（遂能）殿被参候て、様々のあつかいにてしよけ衆帰り申候、此時雪ふり申候、大なるはぢ也、行伝寺かくれ申候」〔万二二〕

行伝寺は日蓮宗池上本門寺末、蓮馨寺は浄土宗知恩院末で、ともに川越では門前町を有する大寺である。

家光御成先払 「一、家光上様前日御成に、江戸神田の入口をしばの出ぬけ迄門をうち申候、惣而江戸中皆門をうち、となりの町へも通なり不申候故、江戸中大小の人大により、商人の其日くらしなどの人はかつえしぬ様ニあき内もならず、めいわくのおりふし、慶安三丁年極月十日ニ上様御説とて町奉行肥前殿（神尾備前守元勝の諱）にて仰出し有、明日か上様御成のさき計一丁四方門をうち可申候、たとへおなりと申ともわき少も門うち申ましくと仰出し有、出入の舟とも何ほとおなりと申ともありかせ可申候、其おなりの所計いそぎ舟をきしへ付、人上り可申候と仰出し有、其後はおなりなし」〔万二四〕

『徳川実紀』「大猷院殿御実紀」巻七十九慶安三年十二月九日項に「この日ならせらるる道に、先達て往還の人を避けしむる事をなさず、御先達の歩行士臨期これを抑留せしむべし。もし行かゝりたるものは、その所に留めおくべきむね、各門の番人并町奉行に仰下さる。」とあり、また『御触書寛保集成』七九一慶安三寅年十二月に「一、常々御成以前道筋等往還之者留候事被 聞召、向後は如只今迄私退候儀令停止之、御先払之御歩行之者計にて可相留之、万一御成之先え参掛者於有之は、其所ニ可差置之旨被 仰出之、仍所々御門番之面々、町奉行え右 上意之趣、老中并御目付之輩被相達之云々」とあり、照応する。

家光病氣 「一、同年（慶安四年）正月、三月迄、家光様かくの御煩にて殊外御氣色悪敷候ニ付而、江戸町中いしや衆迄ふれ廻り申候様は、何いしやニても此御煩なをし候へと申候、此時は御天葉（典藥）衆ニもあまり申候故也、初三月十六日の比の御ふれニは、上様すぎと御氣色よく被為成候て、昨日などは二ノ丸にてへいほう（兵法）をつかわせ候て、御機嫌能御らん被成候間、町中の者心安存候へとて御ふれ廻り申候、此御ふれは町中の月行寺（月行事）ちぎに慶ふれ申へしとて、ちぎに町を廻り申候」〔万二五〕

慶安四年正月六日ごろより家光は病を得た。四月二十日に死没するまで、一時は回復に向い、劔法・鎗術・乗馬等を覽たり、狂言・歌舞伎などを楽しんで、いるさまが『徳川実紀』「大猷院殿御実紀」巻八十に随所にみえるが、これは江戸町中の様子的一端を窺う記事である。なお「御実紀」には各藩や市井の医者が登營している記事があることからも、この記事のことがあったことは肯定しえよう。

伊勢抜参流行 「一、慶安四卯年三月十日時分、江戸町中の十二三歳之子伊勢参宮ぬけまいりにて仕候、はこねにて関守とめ江戸へ御夫（使）参候、初の子ともニ何とて参候と聞申へは、子とも申は、上様御氣相の御きとう（祈禱）のために参と申候、御はん所（番所）を御免被成候間、四月中之内迄にぬけ参三万人ほと有と申候、但はこねをこえ申候大小の人也、何も大方は子とも也」〔万二五〕

伊勢神宮への抜参りあるいは御蔭参りは元和元年と寛永十五・十六年にもあったが、慶安四年のそれは子供が中心で、しかも家光の病氣平癒祈願という理由が面白い。『徳川実紀』「大猷院殿御実紀」巻八十同年三月廿六日項に「このとし江戸市中の童部どもにはかに伊勢参宮すとて、群聚絡繹として箱根の関を過る者、三月廿日より廿五日までの間に、千五百余人に及ぶといふ。」とあり、四月まで三万人はあるいは多すぎるかもしれない。なお『増訂武江年表』（三三三頁）は慶安三年としているが誤であろう。

家光の死去 「一、慶安四卯四月廿日之ひる之四つニ、家光上様御年四拾八歳にて御たかい被成候、同廿六日に日光へ御こし被成候、御供堀田賀賀守（正盛）殿・内多信濃（内田正信）殿・安部対馬（阿部重次）殿・才草土佐（三枝守

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

惠殿、此外老入、以上五人御供也、家綱上様御拾壹歳之御時也、御とむらいには酒井讚岐守様御名たい也、御たか
いの右（砲）らく書に、きのくにや大坂やにはなせならぬしんせんなくはみとをくわへよ、と書たる由申候」〔万二六〕
死去の時の落書は今のところ他史料に見当らず、意味も解しかねるが、保科正之の家綱補佐を擲論したものであるうか。「きのく
にや」は紀州頼宣、「みと」は頼房で、新鮮あるいは神饌と寛永新銭をかけて、それが足りなければ水戸銭を加えよ、といったとも
解せられるが後考にまわたい。

家光死去服忌と自身番設置

「一、上様御たかひの御時町中へ江戸にて御ふれまわり申候、卯月廿日の御たかひか

廿一日ニは其ま、しれ申候、心安くおもひあきなへ（商）可仕と御ふれ廻り申候、町々に別にはんやを作り候て町々
の中程に置、ぢしんはん（自身番）とておのくいてい主合卅日はん仕候、夜をあかし申候、あやつりかふきは六十日ほ
と過候ていたさせ被成候、御いみ四十九日めニ六月九日ニあけ申候へは、十日ニ俄にさかなたかく成候て、たい老枚
上様へは老両、大名衆へは三四両も仕候、はらみこい老本老両、何ほとちいせくも三分仕候、両日之内計心得へし、
上様御たかひ式年前々江戸廻拾ヶ国之間にさまくのふしき有、あさまもやけ前ニ地しんゆり色々有」〔万二六〕

家光の喪は二十一日に発せられたが、江戸では町別に番屋を作り自身番と称し、各家主が三十日間徹夜で番をした。それより前の
十一日に公家衆逗留中火の番のため自身番を命じているが（『正宝事録』五一）、この年が自身番の創始であろう。なお服喪が明けて
魚の需要が急増し、鯛・鯉等の高級魚の価格が高騰することも面白い。

奥富名主をかわだ筋と申出た行人処刑 「一、刁ノ年（慶安三年）暮々卯年迄春中、おくとみ名主二郎左衛門かわだ
の筋といわれ迷惑仕候、申出したるぎやう人江戸にてくひをきられ候てすみ申候」〔万二五〕

奥富は豊田本村の安生老に近いことからこのような事件が起ったのであろうか。これだけで斬首されたのはいかにも厳しい。

松平定政通世事件 「一、慶安四卯年七月十日に松平能登守（定政）殿通世被成候儀実正也、此前の御夢惣（想）と
て承候、心よりふる天か下、不改人可改我、有、一念無、一念、と御らん被成候由申候、七月九日によこ衆御よひ

候て御ふるまい候て、天下御法度の悪敷事十八ヶ所とやらんかき候て、御老中へ書上とんせい也、七月九日のふそま
いの時、大塚や久兵衛殿とて我等うたいししやうもよはれ候て、うたい二つ三つうたい候て帰り申候、其後宮木越前
（宮城和甫）殿御物かたりき、申候、夢想もえちせんとのにてうつし取参候間、いつわりなしとて我等もうつし申候」
〔万二七〕

三河刈谷城主松平定政が時の執政批判を封事に托して出家遁世、江戸を托鉢して歩いた事件で、次の由比正雪の遺書でもかれらの
企図の理由としてあげていることであるが、弥左衛門は、その謡の師匠がたまたま定政邸にその夜招かれ、同席した目付宮城和甫よ
り聞いた話を又聞いて記したものである。

由比正雪の乱 「一、慶安四卯年七月廿二日之比、神田吹田町（須田町か）に油比（由比）正雪と申て物しりぐんほ
う（軍法）しや成と申候か、皆々らうにん衆を催し候て、駿河久野（久能）の御城へ取こみ金を取合戦をいたし可申候
とたくみ候て、七月廿二日に江戸を立出するがへのほり申候故、弓屋藤四郎と又伊豆守（松平信綱）様御内奥村権之
丞と両方々御そにん（訴人）いたし被申候故、早々駿河へうつてむき申候ニ付而、ふちう（府中）の町七間町と云所に
て正雪組正雪ともニ八人腹切はて候、扱江戸に有ける忠弥（丸橋）とられ、北ノ丸様御内河原十郎兵衛とられ、其外皆
とられ、とりのこされははらをきり候、扱とられ申候者と妻子ともニ忠弥を大将にて、はつつけ廿六本・せいはい
（成敗）斬罪）六人、以上卅二人品川のすゝの森にて同八月十日ニちう（誅）せられ候、又其後河原十郎兵衛を大将ニ
てはつつけ十二本、せいはいも有、大将は正雪、中大将は河原と忠弥にて候と申候、是等かたくみには、江戸町中へ
一時に廿所へも火お付、御年寄衆出候は皆ころし可申候、又するかへも火を付、何方もやき可申候とたくみ申候か、
早あらはれ候て所々の大成うかびにて候」〔万二七・二八〕

有名な由比正雪の乱も川越藩家中奥村権之丞重昭の弟・従弟の松平信綱に対する訴人があったりして、弥左衛門の興味をそそった

らしい。彼は訴人として幕府弓師藤四郎と奥村権之丞の二人の名をあげている。奥村は実はその弟八左衛門と従弟奥村七郎右衛門幸忠であるが、当然重昭も口添えしているわけで重昭と伝わったのであろう。他の訴人の名も書かれず、また乱の主謀者として正雪・忠弥・河原の三人しかあげていないが、正雪江戸出発や忠弥ら処刑の日など、通説と一致している事実が多い。

「一、松平伊豆守様御内みやけ右近殿は七十人ぶち取て有人、忠弥逆心の時子を右近殿ニ預け置候が、とが故是も八月十日ニ川越寺こうさい寺（広濟寺）にて親右近・子六太夫・子おと、藤十郎腹切申候、兄の六太夫か忠弥とくみたるとも申候、此時の見しゆ倉林五郎右衛門殿・中田助作殿両人も、家中衆は不残出申候、忠弥ころされ申候日限と同事也」〔万二八〕

右の事実を証明する史料は今のところ他にないが、事件処理の当事者信綱の家中に連坐者が出たことも興味深い。

「一、同年（慶安四年）八月十四五日ニ、上様御ちうけんかしら（中間頭）大川源右衛門と申仁佐土（佐渡）へ流され申候、是はお茶の水ニ居申候か、忠弥ニ屋敷をかし置申候故なり」〔万二八〕

『徳川実紀』『嚴有院殿御実紀』巻二慶安四年八月十三日項に「中間頭大岡源右衛門（宗茂）父子佐渡に遠流せらる。こは忠弥に宅地かし置。其上諸浪人等群集せしをもうたへ出す。所屬にも逆徒に加はりしものあるがゆへなり。」とある。大岡を大川と誤記し、日付も一、二日ずれている。

「一、正雪駿河府中にて腹切申候時之書置、今度讒好有之、私致叛逆之様ニ被聞召入段、尤角可有儀与奉存候、併私躰年（寧々）四代之天下令乱破事可叶儀無之候、然者天下之制法無道上下困窮仕事心有者誰不悲之哉、然るに松平能登守諫疏被致遁世、却而狂人と令取成忠儀志空被成事大成歎、上様御為不宜儀ニ存候、私不肖ニ御座候所、天下困窮仕事之讚岐守（酒井忠勝）等令遠流、少々偽謀催人数令籠城、此旨段々天下御長久の政奏申、其上にて如何様ニも罷成可申候と相謀候へとも、不肖の心指徒ニ罷成る、紀伊大納言様之御名借不申候へは人数調難成故、蒙御扶持者と申、私儀誰人々扶持申請る者にてても無御座候、心底天之照らん此外無他御座候、申違事数多御座候へとも、時急候故早々

申残し油比正雪書置也、卯ノ七月廿五六日の比かふちう町七間町と申所にて七八人腹切れ申と也、但正雪ともニ」
〔万二九〕

正雪の遺書は、「由比正雪召捕次第第一」〔改訂史籍集覽〕第十六冊所収）をはじめ「草川覚書」「視聽日録」など多くの書に掲げられていたが、江戸・川越で商売をしている弥左衛門がこれを写しているところをみると、この遺書はかなり有名で多くの人に知られる機会があったのであろうか。

慶安四年の大悪風 「一、慶安四卯年十月十三日申之下刻を酉之入相時分迄半時之間悪風ふき、品川なども殊外家共ふきはき万いたみ申候、金川の家きわ迄道中之両かわの松共根かへり、中おれ・枝おれ大かた半分過すたり申候、但品川を金川迄也、川崎は皆家ふきつぶれ申候、家巷つもつぶれぬはなきかと存候、江戸にては大川につなぎ置候上舟のいかりのつなふききり、せどりに平太舟に米なども積置たるをふみこみ、又新堀などに荷物ともつみ舟つなぎ置申候をふみこみ、から舟にてつなぎ置候舟などは何方へ行たるやらん行衛のなきも有、水俄にかさみ候て堀江町巷めなどへはよほとふかくあけ申候、又行徳などの家六百間程たおれ申候、其外ふきはつれ候事数しれず、皆家共いたみたるよし申候、惣而江戸を七八里四方は皆如此ニ候、此大悪風に江戸にて我等廿七歳之時あい候て様子能存候、先此大風を前ニはかみなり少つゝなり候か、七つ半時分に日本国中か、やく程のいなびかり巷つひかり候と、大にわつたりとかみなりのなり候て其ま、こうずい（洪水にくろけむり立、北大風立ふきふりけふりにてまつくらになり物すごきけしき、我等此年迄は不覚候、此悪風はえのしま（江の島）のうはが池を牛之様なるもの出たるより如此と申候か、それは無定候、此風に江戸にては家巷つもつぶれ不申候、方々にては人も多死申候由申候」〔万三二〕

『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」巻二同日項に「是日大風雨にて戸塚、神奈川、川崎の諸駅井に甚西、行徳の辺、民家数千軒傾覆せしとぞ。」とある。

和田理兵衛元清に馳走を受ける。「一、慶安三卯年十月十七日之八つうつて、伊豆守様御老（家老）和田理兵衛様へ御食ニよばれ様々の御地（馳）走之上に、松平右門（正綱、信綱養父、慶安元年死）様と金兵衛（大河内久綱、信綱実父、正保三年死）様の御茶の余りを里兵衛様御手つから被下候事忝存候、茶立はげんこくと申ししや立申候」〔万二三〕

家綱將軍宣下。「一、慶安四卯年八月十八日に、家綱上様江戸にて御位被成候、順和正覚（淳和與學）兩院別当氏長者従一位内大臣征夷大將軍源家綱と御位と承申候、上様御年拾壹歳之御時也、此時一条（教輔）殿上こしにめして御下り被成候、江戸町中にて町々の中程に番を作り、家主共はかまを着候て、江戸中にて高なりせぬやうニ法度あり、此時大かたの者は内ニ置可申候と御ふれ廻り申候」〔万二九〕

川越氷川明神祭礼の創始と知行割付。「一、河越町氷川明神にまつり初りしは、慶安四卯年九月廿五日にまつり渡り初り申候、此おこりは此年大袋新田・おくとみ（奥寛）本村田畠大にあたり申候故、おくとみにてもおとりをいたし候て、松平伊豆守様御家老和田理兵衛様其外御年寄衆・代官衆よび候て御見物させ申候、其後御城三ノ丸にて知行ノわり付を被成候時、今迄川越程の所に何のまつり事なき事いたつらこととて、あやつりかさ、らか何ぞ仕候はつが引候へて、九月十八九日々俄にまつりに成したく仕候て、廿五日ニわたり申候、是かはしめ也、（以下後筆）是は取あへず仕候ニ仍九月廿五日也、其後は九月十五日ニ極り申候」〔万三〇〕

「一、慶安五壬辰年九月十五日に川越町之まつり極り申候、此まつりを御らん可被成候とて松平甲斐守（輝綱）様川越ニ被成御座候か、戸木与左衛門（別末庄左衛門）組などがたくみあらはれいけとられ候而、松平伊豆守様御状參候而十四日の八つ過ニ俄にまつりの下ぐみ計を町え御出あつて御覽被成、其御足にて早々江戸へ御帰り被成候、（右端に）初りノ卯ノ年は九月廿五日ニまつり仕候」〔万四七〕

川越町惣鎮守氷川神社の祭礼いわゆる川越祭創始の記事である。なお慶安四年の知行割は従来知られていない。

信綱駿西領名主に無利子に米貸付 「一、きさいの内えけ村（上念下村か）岡田惣右衛門と云名主、此村之百姓共に無油断かせ申候を伊豆守様御聞付被成、米百表五年利なしに御かし被成候由、すが沼喜左衛門様御物語にて承候、卯之年（慶安四年）也」〔万五〇〕

都筑又左衛門家中米を詐取して処刑される 「同年（慶安四年）、一、本町都筑又左衛門丑刁卯（慶安二、四年）三年にほうはん（謀判）いたし、伊豆守様御家中の衆の米千五十五表ぬすみうり、又長谷川源右衛門殿米を貳百廿五表うり可進としてぬすみうり、合千貳百八十表ぬすみ、卯月十六日ニ川越をかけおち仕、品川にて駒林孫左衛門などかいせ（伊勢）参の下向ニ品川にてとらへ候て、五月五日ニ晩ニ川越へ江戸を参候、辰（慶安五年）ノ六月十二日ニはつつけにかゝり申候、御たかい（家光他界）故のひ申候、金少もいたさず候」〔万二六〕

謀判したということは都筑もまた米商人か。また金は回収できなかったようである。

田大麦播種、漆・楮・桑植栽 「慶安四年卯ノ年ノ比、一、田ニ大麦を川越ニ而まき初り候、松平伊豆守様御おしへ故川越永代之徳分也、但うるし・かづ（稽か）作り初り申候も同也、くわは本より候へとも、弥々多成候事同時也」〔万九六〕

明暦二年九月にも、漆・桑・かす・茶の栽培を代官を通じて郷村に奨励しているが、この記事はそれと照応するものである。

蔵米の貸付と松平信綱の処世意見 「一、松平伊豆守様御知行に川越を御取被成候、御かそう（加増）共に七万五千石、但きさい（騎西）ひたちのふちう（府中）ともニ也、慶安四卯年冬中に、川越を御取候て十三年めに、川越町年寄箕嶋八郎左衛門・同長左衛門・加茂下助左衛門・同五郎左衛門・池田勘兵衛・次原七郎右衛門・丹波や権兵衛・富田や九兵衛・私親榎本弥左右衛門、以上九人に蔵米千表御借被成候、又惣町へ貳千表御借被成候、此時蔵米川越にても拾兩ニ付而四十八九表四斗壱升入仕候を、十兩ニ付而四拾表に直段御きり被成候而、五年めに皆指上申御約束にてか

り申候へとも、其内直段上り不申候間御蔵ニ置申候へは、辰ノ年（慶安五年）坂東・上方迄も日本国中所によりて百十
 日計の大旱故、七月十八日を俄に米直段江戸にて上り候故、日本国中上り申候故、川越にても十両ニ四十表ニ払申
 候、又江戸にても大かた卅九表ほとに貳百表払申候、但年寄分千表之事也、又惣町衆かり申候も同事にて候か、丸ニ
 御情にかり申候かと存候、此砌に惣名代に箕嶋八郎左衛門江戸伊豆守様へ御礼ニ参候へは、伊豆様御意に、川越町中
 へ米かし候而たりに成候かと御とい被成候、八郎左衛門尤とこたへ申候、又御意に、たりにさへならは重而は如何ほ
 とも可借、手前にはなけれどもかり候て借へしと被仰候、乍去油断して此金をうしない候共皆可取候間、其時は其身
 ニ仍下人をうり子をうり身をうり、借金を出し候は、かりぬ前ニは大におとり成へし、惣而人ニは品々多し、分別よ
 くて商内へた身持へたせけん（せけん）に多し、それにはあき内上手成者におしへさせ可申候、惣而身持之ため御異見被下候事
 一、皆きる物を地しうそめにすへし、せけんの見聞に色々のそめやうこのみのあまりに、人か丸之内にけんかたはみ
 を付させそめちん貳百文縦は出す時、皆人のに我等はちとふりをかへ候て角の内（かくのうちに）にけんかたばみ付度候とこんや方
 へ申せは、そめや是は能とりほうと思ひ、尤ニ候へとも角の内のかたばみは少高て銀貳百五十文仕と申候、とりほ
 うそめやうさへよく候へは如此出すへしと申そめさせ候、此様成むたせに（無駄錢）かみしん（微塵）つもりてくほ
 みと成をしらすして身代よはく成候、丸の内のかたはみも角も同事なれとも、其身のうつけを見て五十文よけいと
 るなり、心得させて地しうそめにさせよ

一、皆人の家にびんぼうがみ（貧乏神）ふくのかみ（福の神）有かしりたるかや、びんぼうかみもふくのかみも皆人の女
 家主なるぞ、ひんぼうかみはあさね（朝寝）して置いてつらふりあしく、大茶くろうてもものぐさく、何かに心わたら
 ず、節々男ととりやいてしよたい（所帯）もつ事少もしらず、我ま、云か則びんぼうかみなり、是等はたといたのし
 きもの、のむすめなりともいそきおい出させよ、又ふくのかみと申は、朝早天におきてざしきをはきかみをゆい、

それく(の)しよき(所作)をつとめ、無油断其日をくらし、夕ざりはあすのことをつとめ、それく(に)ゆたんなく、夫よりあとにねて無隙はたらくをふくのかみと云そ、た、よそにひんほうかみふくのかみと云かあるとおもふ事あやまりそ

一、かくれみの・かくれかさ・うちてのこつち(マコ)(打出の小槌)と云ものを見たるか、此かくれみのはつねの雨よけ、かさは日雨よけ、うちてのこつちは作人なれはくわ(鞆)あき人なれははかり(秤)也、縦は濃人(濃人)か田畑のはたらきをせんとおもふ時、大雨にてならぬ、又是ほとの大旱にては何ともゆかれぬとおもふ時、其身の思ふことく只はゆかれぬ也、大雨ならはみのかさを着くわをもち行へし、大ひてりならば笠を着てくわをもち行へし、其時をのかれんためのみのかさそ、又あき人か今は何方の市日にてあるか、行たらはけふは買物をおもふやうにかふへきか、此雨早にては何ともならぬとおもふ時、みのかさを着てはかりをさし行ならは、我おもふやうによそを買てすくなく可有候間、おもふやうにかふたらは利あるへし、只かくれみの・かくれかさかよそにあるとおもふ事大成あやまり也

一、大こくの目の上にこぶがあるか何としたるこぶそしらぬか、いやしらぬと云あれは、ふくのかみと云てせけんにてゆわい(祝)候あの前之上のこぶは上を見まいためのこぶなり、上を見まいと云は、人かりんず(繪子)のきるものを着るならは我等はさや(沙綾)、さやならははふたへ(羽二重)、はふたへならはきぬ、きぬならは紬、つむぎならはもめんを着へしと、何時も人々下に計身を持候ニ仍ふくのかみとゆわ、れてあり也、せけんの人だかた人もめんなれはつむぎ、紬なれはきぬ、きぬなれははふたへと、皆人よりおこ(奢)りて我か身の程を知らざる故、ふべんしてめいわくする也

一、此伊豆守などは年九歳をよるもおびをとらず、無油断御奉公をつとめたく思ひ、おこりなき故に今此位になりた

る也、尤我等のやうに無油断仕候ものかあれとも我ほとなきもあり、是等をおもへはくわほう（果報）也

一、皆人夜中にさかさき（月代）などをするにらうそくを兩わきうしる前に置候か、我等は前に壱丁らうそくをともしひたいをすり候、是等も少なからついえにてはなきか

一、皆人夜中ぬ（寝）るときはかみをほと（解）してぬるか、我はかみをゆいてぬる也、しさい（子細）はしせん（自然）夜中に御城を伊豆守御用と尊諡あるとき、其ま、おきてびんをなて付て早々出る也、又ぬる時かみをときねて、御用之時おきてかみをゆい、色々に隙とりて御当城（登城）しては、上様可被仰付下候儀を御失念もあり、又御しつねんなぎとても、其内久々に御たち被成候事は御苦身ニ思召可被成候間、それは不忠切（不忠節）にてはなきかとおもひ、よひにぬるときかみをゆいてぬる也

一、惣而ついで伊豆守はすかぬ也、縦はきるものを毎日壱つづ、おろしきても老年に三百六十也、着を毎日壱兩つ、かかふてくうともふかしからぬ事さへなりく（に）すそ、皆町人百性ともに能々かたりきかせ身持をよくさせよ、かたしくゆたんするなと仰出し八郎左衛門方へあり

右之御意宵々色々被仰候間、夜更て御夜食にそばねりを上り候を八郎左衛門も被下候而、江戸御家老石川作右衛門（景盛殿）へ向て申様、是は何方参たるそばにて御座候そと申上候へは、是は河越参たると御意にて候、扱是はけつかうにあじわいよく候と申せは、伊豆様御聞被成、川越にては何として食するそと被仰候へは、むま（馬）のすふるい（籬）にてとおし候と申せは、御意に、それらかあしきしやう故にあしわいがあしき也、きぬふるいにて通せと御意あれば、八郎左衛門申様、それは左様ニも可仕候へとも、きぬふるいにては粉か多とまらぬ上にむまのすふるいにて仕候と申せは、それは一段にてあるそ、きぬふるいにては粉すくなきはづとて、御機嫌にて御座候由、川越へ罷帰り八郎左衛門殿はなしにて承申候」〔万三十一〜三五〕

これは川越町年寄箕嶋八郎左衛門が松平信綱より聞いた、町人・百姓は身持よくせよという彼の意見であり、ここに近習出頭人から筆頭老中にまで立身し、寛永末期から寛文二年の死去まで幕政を担当した「知恵伊豆」の処世観が描写されている。浪費を慎み、働きの女房をもち、晴雨にかかわらず働き、身のほどを知り、油断をしないというのが信綱の理想の百姓・町人像であろう。二条の貧乏神・福の神の話、三条の隠れ鏡・隠れ笠・打出の小槌の話、四条の大黒の目の上の瘤の話は、万治三年から莊内藩主酒井忠義（松平信綱の外孫）の後見をした信綱の、指導意見を記録した同藩代官の「白石茂兵衛覚書」にもある。同じく隠れ鏡や大黒の話は代官を道じて川越領内に触れられたらしく、承応四年正月の請書がある。

次に川越町の年寄衆のうち町年寄は箕嶋一人と思われるが、次原・加茂下は北条氏時代からの連雀頭次原氏とそれに代って台頭した加茂下氏であろう。いずれにしてもこれらが川越蔵米を取扱う穀商であったと想像される。なお石川景盛は寛永十年信綱忍在城時代に知行三百石で家老となっている（大河内家文書「従古代役人以上寄帳」）。馬の蹄は馬尾の毛で作った蹄で粗い目のものである。

松平信綱の十一か条 「慶安五壬辰年正月九日に江戸御屋敷松平豆守様へ御札に箕嶋八郎左衛門被參候時、伊豆守様御意に、去年云付たる通り町之者共に云たるか、御尤とこたへたり、弥々合点する様にとて又十壹ヶ書を被下候儀は、

一、女房手白足白之事、是は皆人の女房無油断はたらき候は、かた敷其身の手足あらひ可為候間、油断仕者をは是以せんき（詮議）仕れ、其子細は、上州之内佐野・立林（館林）之村々の女房、夫には田島方諸作をさせて、主々は色々のはたらきのあまりに市へ立、何そより物をうり又家内の入物を買て其日ニ家にかへり候ニ仍、手足あらびたる間、是を心得へし

一、せんし茶切々立間敷事

一、あさおきの事

一、夕なへ可仕事

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

一、作に念入可申候事

一、作へたなる者におしへ可申候事

一、商内無油断可仕候事

一、あき内下手成者におしへ可申候事

一、あじわい口仕間敷事

一、皆人子共それ／＼にそたて可申候事

一、きる物地しうそめに可仕候事

右之通り無油断相見る度に無隙断可申候と御意被成候ニ仍、八郎左衛門申上候様は、殿様御意有難儀不浅奉存候、御意之趣無油断可申付候、乍去石川作右衛門殿、殿様めいよ（面妖か）の儀にて候、下々の者其家々にてさへ其儀少も不存候に、めいよに御心行わたり候、浅ぬ儀と申上候へは、伊豆様御聞付被成候而、それはおろか成事を申そ、大里（内裏）様さへ能々御存し候咄聞すへし、昔百性かひつち（禮）のいねをかりてもみ少つ、付たるを大里様御門えつめ候て、当年は大に作違ひ候ていねもか様に成申候、御年具（年暮）御やうしや（容赦）被下候へと申上候へは、大里様にて其いねを御らんにて御歌を付被下候、賤の男の門田にうへし三ふし草二ふしあるは又はへのいね、と御歌被下候、此心は、本いねはたけひく、候とも又たけたかく候共、御いねにははらにふし三つ有、たけなかくもみちかくも、ひつちには二ふし外はなく候に偽申たると御意被成候へは、はちをかきにけ行候、大里様さへ能く御存被成候間異国迄御しおきを被仰付候、伊豆守か知らぬと云事は有ましきか、おろか成事申そと御意被成候由、八郎左衛門物語にて承申候」〔万三五～三六〕

これも前史料と同じく箕嶋八郎左衛門から聞いた松平信綱の話である。去年の云付が前史料の八か条であるとすれば前史料ないし

本史料の年月に疑問がある。

地しう染めという染様はわからないが、とにかくこの十一か条はいわゆる「慶安御触書」の精神に酷似しており、また下民の事情に通じることが為政者たる者の当然の心がけであるという信綱の姿勢が窺える。なお、信綱の慶安万治期の農政のあり方については近く発表を予定している前掲拙稿を参照されたい。

若衆歌舞妓禁止 「一、慶安五壬辰年六月廿五日に江戸大かぶき彦作・かん三郎両しはいなから法度になり候、是

は御はた本衆大ニ子共（若衆）に金御入候て、御はた本衆の身代之よわりになり申候故也、かぶき破れ候とかぶき子共の分には前かみおろさせ被成候、但御奉行石谷将監（貞清）殿御代之時也」〔万四五〕

『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷三では六月廿日項にあり、『正宝事録』七六および『増訂武江年表』三五頁では廿七日御触とある。

深井藤右衛門吉成川越家老になる 「一、慶安五壬辰年七八月時分ニ深井藤右衛門様川越御家老ニ御着被成候、年廿六歳にて也、此内之老森左太夫殿・今出伊兵衛殿、此伊兵衛殿ニ江戸にて九月廿五日ニあい申候、但藤右衛門様御普請之材木を舟ニ御つみ被成度候とて、堀江町へ御越之時也、其時に情出し、舟ちん彦右衛門舟徳兵衛ニまけさせ申候也」〔万五〇〕

深井吉成は万治元年「松林院様御代分限帳」〔大河内家文書〕に千五百石とあり、「従古代役人以上寄帳」〔大河内家文書〕では義者番を経て慶安四年家老職となっていて、この記事と一年差があるが、寄帳は明和三年頃の成立であるからどちらが正しいかは一概にえない。なお深井家は信綱生母の家であるから和田理兵衛に次いで知行高が大きい。

承応事件（別木庄左衛門らの陰謀） 「一、慶安五壬辰年九月十三四日に、江戸ニてらう人共之たくみに、増上寺にて御万分（万部）之御きやう有時堂え火をかけ候は、御年寄衆何れも御出可被成候間ころし可申候、又酒井讃岐守様日光え御越被成候間、くりはしの舟渡し所にてころし可申候とたくみ候儀訴人出、九月十三日十四日ニからめとられ候

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

て、同廿一日二十一人浅草にはつつけにかゝり候、此大將は戸木与左衛門（別木戸次庄左衛門）と承候が何と有も不存候、此与左衛門は腹切死申候、万ぶは九月十五日きりに過申候」（万四七）

増上寺における秀忠夫人法会を機会に老中らを殺害しようとした別木らの計画は、十三日夜長崎嘉林が松平信綱に訴え出たことにより明るみに出、彼らは捕われて二十一日に処刑された（『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷四）。一味の土岐与左衛門は逃れたが十六日朝増上寺裏で切腹している。弥左衛門はこの土岐と別木を混同している。

米価騰貴と大名売米令の風聞 「一、慶安五壬辰年秋中々石物俄ニ直段上り候故、家綱様々御ふれ廻り候は、今若御代ニ間もなく石物上り候へは、上様御為能事にはなき間、国々の大名衆ノ米を食米程残し候て、残は皆うり米ニ可仕候由御ふれ御座候とふうふんいたし候時、極月米大ニさかり申候、いつわりか正敷か不存候」（万五四）

米価の高騰は事実であるが、このような触書は見当らない。

切米三分の一代金支給 「一、辰（承応元年）之御切米三つの物一つ金にて渡り候、霜月朝日々出初申候、此三つ金にてわたり候由せけんニ聞ゆると、其ま、米七八升切上り申候」（万五四）

江戸における米穀払底、米価騰貴があつて三分の一金渡になつたと思われるが、それがまた同時に米価上昇の原因ともなっている。なお張紙の創始は万治元年といわれるが（『日本財政経済史料』第八卷四九七頁）、「吹塵録」の張紙値段の記録（『海舟全集』第四卷一九〇頁）は承応元年夏より始まつていることも合わせ、この頃切米代金支給、そして張紙値段も始まつたと考えられる。

家綱生母お案死去 「一、慶安五壬辰年極月朝日之比おらく様御たかい被成候、うへ野にてとふらい有り候かと覚候、此おらく様は下野之内とちぎ之近所ゑの本と云所の近所高嶋と云所々御出被成候而、家綱上様を御うみ被成候、おらく様御おと、は増山弾正（正利）殿と申て老万石御取被成候、前方之名をは弁之助殿と申候由承候」（万五一）

お案死去の日は『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷四では二日とある。増山正利は寛永二十年に召出され、正保四年一万石を領知、

万治二年三河西尾の城主として二万石を領した。

信綱工夫の油灯蓋江戸に流行 「一、松平伊豆守様御たくみ出し被成候油とうがいふたへ皿、承応元年辰の年よりも江戸はやり申候」〔万八三〕

恐らく二重皿にして油こほれを防いだ工夫と思われるが、信綱はこのほかにも、夏の肩衣に薄物を用いることを創始したりして、『増訂武江年表』二九頁)、知恵伊豆の面目をあらわしている。

玉川上水・野火留用水の開鑿と野火留新田開発 「一、同日(承応二年)卯月十日時分を早嶋の川江戸へほり初候、八月迄もほり不入候、(以下後筆)金六千五百両にて請取と云、是を請取申候者はほらせ候に一つは(坪)を何ほど、直を極め渡候てほらせ候、但かたき所と又やわらか成所を見わけて渡す也、普請人食米毎日ニ六十表宛入候、早嶋おつはた権三郎扶持を入候、巳五月迄水不入候也」〔万五七〕

「一、早嶋おつはた権三郎能もの也、同所伊藤甚兵衛よき心合の商人、是は大塚の半右衛門ニにたり」〔万五七〕

「一、武蔵野火留新田、同日(承応二年)之春中より同八月中迄五十四五間家出来申候、家老間に金貳両・米老表宛御かし被成候と承候、但伊豆守様を」〔万六二〕

「野火留、一、承応四未年三月廿日時分野火留へ水流れ初り申候、ほり初は二月の十日時分を初り申候、堀長さ四里程可有候、水上を野火留迄卅間程ひくし、水上は江戸の水道之わりさり也、堀ノ口は深みニ仍不定、しきは三尺ニ極り申候」〔万八五〕

野火留用水は玉川上水の分水であるがほぼ同時に完成している。信綱家中安松金右衛門吉実が造ったが、玉川上水も彼が完成させたという説がある(三田村鳶魚『安松金右衛門』)。早嶋は羽村に近い多摩郡拜島であろうか。おつはたはわからない。

高沢藤右衛門子人を殺し切腹の時助けられる 「一、同日(承応二年)五月中高沢藤右衛門子左平太、与兵衛と申仁

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

をうちきりころし、れんけい（蓮馨）寺へはらきりにやり候へは、ちかんと申住寺たすけ被成候、但和田理兵衛様内衆けんくわ之時也」〔万六〇〕

禁裏・京都大火 「一、同巳年（承応二年）前ノ六月廿三日に京大里（内裏）様之御家やけ申候、町もやけ申候、跡の火事々六百年程と申候」〔万五九〕

「同（万治二年）正月廿五日・廿六日兩日ニ、一、京二条々四条迄大火事、大方京半分やけ、大和（内裏）御堅固也」〔万一〇五〕

町奉行石谷貞清借金公事を載く 「一、石谷将監殿江戸御奉行ニ御成被成候、帰る年巳（承応二年）六月中々借錢公事御き入、被成候、御番所市場のことし、但かり候て埒明不申候者をはなわをかけ其大家へあつけ被申候、但なわめに印をおし、三日めによひよせ御らん被成候故、すぎく／＼とらちあき申候、七月中迄腹切申候者江戸中ニ五人有と申候」〔万六一〕

「一、同巳（承応二年）前之六月中々江戸御奉行所にて借金公事を能御聞入被成候、御奉行は石谷将監殿也、此時江戸町々借金之訴訟申上候、御門外市場のことし、大方は押付相済可申候とて請人を立相済申候、若請人もなく金も済不申候仁は、なわをかけ其所之大塚（大家）五人組ニ御預け被成候、但三日めニはなわのゆいめのいんげん（印判）をよひよせて御覽被成候、大方は済申候、御召状さへ付られ候へは他国へにけ申候事も罷成不申候、余リニせんかたなき人江戸中ニて五人腹切死申候由承候、後之六月中迄ニ此外之借金負とも御召状之なきさきに、江戸をにげはしり申候人数多御座候故、同八九月中ニきひ敷御さばき止み申候、此時は七八年余り先の借金の公事も御聞被成候、御奉行はかんの備前（神尾元勝）殿の時也」〔万六四〕

この事実を証する史料はないが、『正宝事録』九二の同年八月二十五日公事其外当人五人組自身可罷出儀ニ付御触は、借金公事が

多くなつて召喚が殖えたことで示しているであらうか。

川越城大手門・土手建築 「一、同巳年（承応三年）六七月中川越御城大手の御門立申候、惣廻りの城の土手は辰ノ年（承応元年）つき申候、せんば口の土手のつく土は、仙波おさきのだいの小高き所の土を、伊豆守様を御もらい被成候てつき被成候」〔万五八〕

寛永十五年正月の川越大火の後から、町割とともに城の拡張が行なわれたといわれるが、恐らく城はこの頃まで、町は寛文期までに完成したと思われる。

松平信綱日光社参の途次川越に寄る 「一、同巳（承応二年）七月廿一日に松平伊豆守様川越へ御越候て、御廻り被成候所は岩付也、但日光へ御宮参之時、御かへりも川越へ御越被成候て中二日御逗留被成候、同廿七日に御とも百人計上下のともにて江戸へ御帰り被成候、てつほうなどは二日前に川越を江戸へ参候、此時妻木もとめ殿をのり物にのせ、てつほう崎（騎）馬を付て伊豆様ののり物にのせ候、道具も皆伊豆様の御しやうそくと申候、如此候て岩付迄也、又本伊豆守様ののり物にのり川越へわつかの人にて御こし被成候、但甲斐守様御のり物にて候と申候由承候」〔万六二―六三〕

『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」巻六承応二年七月十九日項に信綱に日光山参拝の暇を給わった記事があり、廿八日項に日光山より帰り調する記事がある。この往復に川越へ立寄ることは許しを得ておらず、従つて公儀への秘密であつたのであらう。

家綱右大臣転任 「一、巳（承応二年）八月六日ニ、家綱上様右大臣之御位に江戸にて御なり被成候と承候、此時七月の末々け衆御くたり被成候、其をして江戸中之いたつら者毎日いけとり被成候而後御位被成候」〔万六二〕

右大臣転任の日付は『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」巻六によると十二日である。参向公卿は江戸に同月三日には到着している。七月十六日に辻立・門立制禁、城門出入警衛を命じているが、事前に乱暴者逮捕ということもあつたであらう。

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

弥左衛門家督相続披露 「一、承応貳癸巳年八月十三日之未之刻ニ、親弥左衛門殿が私ニ（左横に）「廿九歳ノ時」家屋敷皆ゆつり被申候、此時親弥左衛門様こわめしを被致、親類衆をよひ広め被成候、其上松平伊豆守様御内御家老中様へこわめしを御くはり被成候、其上私も方々へ如件申上候、所は町御奉行長谷川源右衛門（遂彪）様、御家老和田理兵衛（元清）様・深井藤右衛門（吉成）様・岩上角右衛門（持俊）様、御よこめ衆三上伝左衛門様・同間野徳右衛門様・同三々の弥左衛門（三輪広兼）様・神保二郎左衛門（光吉）様・宮部兵右衛門様・波津市左衛門様・松平八右衛門様、とりみ鈴木三郎左衛門様、町御同心衆十人、川越町五町之名主中、此外方々へ申上候、箕嶋八郎左衛門殿へは一
番ニ参候」〔万六三〕

松平信綱の上級家臣の名がみえる。榎本家は彼らと密接であつたのであろう。岩上持俊は知行六百石、万治元年千石、間野徳右衛門は目付三百石、神保光吉は使番二百五十石、松平八右衛門は二百三十石（弥左衛門の烏帽子親）、宮部兵右衛門は百五十石、三輪広兼は目付百石、万治元年に百五十石、他は不明である（大河内家文書「従古代役人以上寄帳」および万治元年「松林院様御代分限帳」）。なお五町は川越十か町のうちの上五か町（商人中心）と思われ、下五か町（職人中心）に対する（六四頁川越城下図参照）。

川越高沢橋渡り初め 「一、承応二癸巳年八月十九日早朝ニ高沢の橋渡りそめ御座候、大將は箕嶋八郎左衛門殿と内儀と子共衆三人と也、此衆先へ橋之上へ行盃取替し候て、扱惣町人はかま着候てなをり、こわめし酒三へん廻し候て罷立申候、此時橋人足町中も合千三百卅一人・馬七十三疋人馬入申候、しめ長（帳）ニ有と申候、此橋ふしん初り可申候前ニ、平市とやらんの馬の足をふつつとおり申候故、俄ニふしん初り申候」〔万六四〕

高沢橋は高沢町西の赤間川に架す橋である。この記事で橋普請入用人馬数がわかる。

江戸の繁昌 「一、同巳年（承応二年）迄廿七八年前ニ江戸田所町五間口の家屋敷にて金三四両仕候か、江戸御繁昌故無限次第く屋敷の直段上り候而、今巳年には右之屋敷四五百両になり候、それにもうりやしきなし、御代は

万年、自然天下取の御座候所替り申候は急其所へ早く行、縦其所のかたわきにても直段高くとも、間口を広き屋敷を買候てすて、置へし、是か商人のひみつかと存候、乍去其天下の善悪を糺すへし、悪人なればやかてやふれへし、右屋敷次第上りの様子は目前也、いせ衆かん右衛門と申人などは三四両の屋敷を買候て、二度迄うり候て、今一つも家江戸ニもたす候て、今後悔かきりなし、御代は万年めてたしく」〔万五九〕

弥左衛門のいかにも商人らしい天下観である。

川越付近電書と救済 「一、同（承応三年）卯月朔日ニかみなりのなり候て大成ひやうこま（高麗）の方ふり来り、おくとみ（奥富）ニて留り候、長さは五里程、はゞは十丁程也、此時所により鳥なともうちころされ候所も有、所により老尺程つもりたる所も有、此ひやうニあい候所は十ノ物売つもなき所も有、伊豆守様御知行にても七ヶ村ひやうニうたれ候所へ金合百両御かし被成候、おくとみへ六十六両、大袋新田へ十両、増形へ十両、藤倉其外共に也、午卯月十四日に深井藤右衛門様を被仰出候而金渡申候」〔万七〇〕

この電書についての他史料はない。

古銭使用・売買の禁止 「一、同午（承応三年）霜月十日過ニ江戸にて古銭ちやん夫（使）申候事堅きんせい也、此子細は通町にて奉公人はい（売）人々銭を買、古銭はね渡候へはばい人不請取、其かけんくわ仕、御奉行将監（石谷貞道）様へ申上候へは、江戸銭や・大家ともニよひ付被成、老文成とも古銭うりかい申候はかたくきんさい（禁制）にて候、大家迄法度ニ可合候と堅也、方々にて夫申候者も古銭取申候も夫申候者も両方法度と廻り申候故、江戸にて老文も夫不申候、在郷は霜月中は百文ニ付四五文つゝ、夫申候、そろりくゝと極月から百文ニ式文計つゝ、ニ成申候」〔万八三〕

この禁止令は他史料に見当らない。ただ『正宝事録』九八に古銭店など商売物を溝よりはり出すことを禁じた法令があるが、関係「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

があるかもしれない。

承応三年の大雪 「大雪、一、承応三年霜月廿九日ニ夜をこめて大雪ふり立、夜之内雪ふり通候、明る晦日ニ深さ三尺・式尺五寸ならしつもり申候、此時方々にて家ひしけ申候而人も死申候、馬もしに申候、家は十之物五つふみつふし申候、少つ、きつ付申候をならし申候は、大か家数百間之たとへにて八拾間はそんし申候、川越領之内おくとみにて家数百余間可有候、かたくふし申候家四拾間、少つ、はりを（折）れむねおち申候分六拾三間也、人馬はおくとみにてはしに不申候、大袋新田にても大かた如此候、次右衛門殿（母の弟）竹三つのもの式つおれ申候、三百本余り也、何方も是にてつもり可申候、川越にて北町新田山伏母とむすめに申候、ひしかれて也、田嶋五兵衛馬ひしき申候、江戸町平右衛門馬ひしき申候、足軽町にて人四人しに申候、川越町にては馬はつふれ不申候へとも、少つ、馬やかせつちん（雪隠）かひさしか大屋か少つ、手おい不申候家も有ましく候、我等馬屋のけたもおれ申候、伊豆守様川越三万余石之内にて人卅四人死申候と申候、又馬も多しに申候、家は数しれすひしけ申候、余領も同事、此様成事六年（十か）余年を前かた今迄不覚と申計也、此大雪を前廿八日晚いなひかり仕候と申候、又ははたけニ三尺計つ、なたねおえ申候をふしきニとり申候、此たけ雪ふり可申と皆前方申候、又はしんとう（震動）度々仕候そふしき也、又家中衆浅井権右衛門殿内弥右衛門と申侍、川越を出行板橋を過大塚にてしに申候、但お、い（大井）の馬方も老人しに申候、是はふしきのけにて候、大方き、んニも可成候哉ふしき也、此年大里様（後光明天皇）廿式さいにてほうきよ（崩御）被成候、午九月廿日と申候」〔分八二〕

「大雪六十年の内なし、一、承応三年霜月廿九日朝を夜皆大雪ふる。深き川越本町二尺五寸・三尺ふる故、坂東にて家つふれ申候事数しれす、人も国々にて大分ニしに、馬も大分ニしに、竹木数しれす、先松平伊豆守様御城下三万石之内にて家棟数千間、馬百疋も、人五六十人もしに可申候、竹おれ申候、木おれ申候はちいせ成木数しれす、大木

は枝さけ申候、是にて坂東すいりやう可申候、又後能き、申候へは武蔵國計大雪也、上野も巻尺五寸の内か」〔万八三〕
未曾有の大雪の被害状況が記されている。北町新田山伏は熊野堂の子孫であらう。

大雪で武蔵野野の口明遅れる 「同（承応三年）、一、午霜月廿九日之大雪ニおさへられ、むさしの、野の口未（明暦元年）ノ正月十七日ニかあき申候、是はまれなるへし、道里哉、其雪正月十日余迄き多ぬ所多し」〔万八四〕

松平輝綱再婚 「甲斐守様御えん、一、承応四未二月十八日ニか、松平甲斐守様へ御こし入申候、但板倉すおう（重宗）様御むすめ十六歳と申也、是は前方甲斐守様へ御むかい被成候いまうと也、此時御はた本々目出度など、御使者参候へとも、其様成事はなきとて沙汰なしニ御こし入申候、むすめ兄弟のはつかしの故にて可有候」〔万八五〕

輝綱前室は板倉重宗八女、後室は十一女である。

江戸川越道程測量 「川越大手迄江戸から道里、一、江戸日本橋々川越御城大手迄捨巻里老町、松平甲斐守（輝綱）様御けん（間）をうち被成候、承応四未三月廿五日か六日かニ江戸々御越ながら御馬の先にて御うたせ被成候、おとをさか（烏頭坂）の大塚々二町も川越の方迄十里也、くいうつて有」〔万八五〕

松平輝綱が川越街道の測量をした記事であるが、烏頭坂は入間郡宇沢村（のち岸村）の地名である。

明暦元年の早害と松平信綱の救済 「明暦元年、卯月のすへ々六月迄かてり候、能不覚候、とかく右なんはたニ而しれ申候、一、未の早ニ而川越領分難波田の田しつけ不申候、皆々田ニ而草をかり川越町中へ付出し売申候、毎日馬五六十疋も七十疋も可出候、一駄ニ付銭廿文・十八文・廿二文迄也、仍之ニ此村之人五十人・四十人計宛川越町中へ日用取ニ参候、一人廿四文・廿八文・卅文宛也、鳥作もちかい申候、仍之申（明暦二年）ノ三月中ニ人かつ多申候、馬も六七疋死申候、三月中迄ニ此由御地頭松平伊豆守様へ申上候へは、何とて六十・七十迄馬死迄は我には知らせぬそ、五三疋死候て最早可知はつにて候とて、代官吉野忠右衛門殿、又八兵衛殿と云人すてに御手打程御腹立也、此後

御借金被成候故しなす候、此外知行中へ御かし被成候、但村々中ニ而やせ馬書付申候、又人大麦出来迄何ほと喰物たらぬも書付、何もニ御借し金被成候、又知行中へふれに、何ともふりニつまりくい物なく候は、川越御城三ノ丸へ入置御扶持可被成候由村々名主印仕候、老人もこもかぶり不出はつにて候、右馬大ニかつゑ死申候時、川越御家老和田理兵衛殿江戸へ^(不明)はれ、御言不掛候て返被成候、理兵衛殿年七十三計か、伊豆守様御年六十歳之時にて候、誠に難有御意思召之所、愚なからかぬい(感涙)何もなかし申候、(上横に)但五月六月兩月旱也、能覚候」(万九二)

日用取が川越へ来ること、また賃銭のわかることも興味深い。二年三月にも川越へ足立の方より日用取が来た記事がある(万九〇)。

明暦元年の江戸大火 「一、明暦元未九月ノ廿式日子ノ刻ニ江戸新石町・大工町を火事出来候而、同廿三日未ノ刻迄焼候、町なみ六拾八丁やけ候由ニ候、町なみ家数三千余家居家ノ長家かけ而八九千家もやけ候、石物万事物やけ候儀江戸初り而是ニ正(勝)り候ついえなし、やけ所は大工町も通丁え焼出、本町二丁めも北かわやけ、通町東かわへやけ候、火本を其ま、通東かわへ移り、本町三丁めも四丁め・伝馬丁・さくま(佐久間)むかいかわをやけ、ほり留・小あみ丁迄嶋之内は不残やけ候、日本橋もならや殿家と二三間計残り候、此時伊勢町惣而米かし(河岸ニ而米大豆小豆大麦迄ニ而四万表余やけ申候、此やけ米を方々かかいニ参候而やすくかい申候、大豆は金ニ不成候、又伝馬町ニ而紙ノ代金老万両やけ、ぬの老万両やけ、本四丁めまき(巻)物老万両もやけ候、此時火けし衆多は出不被成候、出候もせい不出候、甘かしらも出被成候、やけ初ニはあしや被成火事大ニおこり候、御町兩奉行衆はけさぬやくにて候、籠屋之めしうと千六百余人きりしたん共ニ有を、生田三郎左衛門殿承ニ而、皆からめ取出し候へとも、籠はやけす候、人も十人もやけしに候、惣町中ニ而也、此時材木三わり上り候故、皆こやかけニ而春ニふしんおおくり候、年内十之内老つ分も不作候、此火事ニ日本之商人そん仕候、荷物江戸ニ置候而也、九月廿三日か五日ニ唐人(朝鮮人)江戸へ入申候はつにて候へとものみ申候、同廿五日を唐人の通丁上様を御かこい被下候、高さ杉板二枚也、梅六寸角ニ而

かこい被下候、火事過八日之内すきとかこい、やけあら見へす候。(上横に)火事明る日古米両ニ壹石壹斗、二日之内仕候」(万八七)

明暦元年の江戸大火は米河岸伊勢町の米・雑穀をはじめ、紙・布・巻物(絹織物)などの商品を大量に焼いた。この時大名方の火消衆は余り出動せず、出ても江戸城警備が主であるためろくに働かずに町方に冷淡であったので「御町兩奉行衆は消さぬ役」といわれたのであろう。定火消は万治元年、町火消は享保期に設置されたのである。なおこの火事で朝鮮使節の入府を翌月二日に延期し、焼跡が見えぬよう板囲いさせている。

朝鮮信使の来朝 「一、ちやうせん唐人明暦元未無神月二日午ノ刻ニ品川へ入、本町をは申ノ刻ニ通り候見物申候、唐人数大將共ニはくらう(馬喰)丁・寺町へ入候分三百六拾七人也、此内馬ニのり申候分式百八十人程、其外はかちの供やり持也、やりいろく卅すし計か卅十如此のやりなとも有、此外長崎ニ百三人留り候、以上四百七拾人日本へ渡り候、但大將は三人也、是はちやうせん大納言之位也と申候、道具やり卅、てつほう十町、ゆみ十丁計也、此外はた・ふへ・たいこ・かねなと馬ニのり候も吹候うち候、但能きら(翁羅)百五十人程、九十人程悪敷きら、四十人程きらもなし、其外かちニ而候、江戸大名衆々上馬・そうは共見嶋(三島)迄むかひの伝馬出申候、酒井讚岐様々も上馬六疋・のりかへ二疋・そうは十疋、是ニ百五十兩程も入候、道中はたこ老人五十文つ、ニ極り申候、ちやうせんへ帰る時も又みしま迄右之通おくり被成候

一、唐人十月二日ニ江戸へ入、同八日ニ御城へ御目見へ仕候、此時雨少ふり、上位へらしやのかつは(合羽)百計被下候、下位ニからかさ菅本つ、也、同十四日ニ日光へ行、同廿二日晩方江戸へ帰り候、同霜月朔日ニちやうせんへ帰るとて、かな川迄行泊り候

一、唐人参候而帰る迄、御上様御金四拾万兩程入、此外大名衆下々の入めかけて百万兩も可入候、大成つい多是ニま

さり候は有間敷候、唐人御朱印をは日光ニ納め、又江戸へ御申請、又帰る時御朱印箱いた、き帰り候」〔万八七〇八八〕
將軍代替りの祝賀に朝鮮信使が江戸へ参府して国書を呈するが、その行列や接待が仰々しいことは知られている。弥左衛門も見物しているが、使節の入府・將軍引見・日光出発・帰国の日付は『徳川実紀』『嚴有院殿御実紀』巻十とすべて一致する。

越生竜穩寺等宗旨争論裁許 「一、明暦元年未ノ霜月廿二日ニ江戸天そう（伝奏）屋敷ニ而るくは（録派か）の公事相濟、大將ろくはニ而三人大嶋へ流され候、此外九寺江戸之中ニ有を、僧之付やいなし寺もたすは、ひる帰り候へはかまいなし、おこせ（武藏越生竜穩寺）・せきやと（下総関宿総寧寺）・とみ田（下野富田大中寺）是三ヶ寺大利うん也、公事之間三年寺をひらき、おこせ寺も金三四百兩借金出来候由ニ候、公事之内はごうこほうもんもなし、濟而有」〔万八八〇八九〕

『徳川実紀』『嚴有院殿御実紀』卷十明暦元年十一月廿八日項に「越前永平寺。生越竜穩寺宗旨の争論上裁ありしを謝し奉る。」とあり、曹洞宗僧録司三ヶ寺と永平寺ないし一派との争論を予測せしめるが、ともかく竜穩寺らが勝訴したのである。

仙波東照宮遷宮 「明暦式申二月五日巳刻ニ、一、仙波こんけん（権現）様げせんくう（外遷宮）、松平甲斐守様御名代也」〔万九〇〕

「同申七月四日ニ、一、松平伊豆守様川越へ御着被成候、同日晚戌ノ刻ニ仙波こんげん様御せんくう、人不入候右（砌）、七月二日ニ同甲斐様も川越へ御着被成、御父子共ニ御座候右御着被成候、四日ニ川越町人御目見へ仕候、いかにも御機嫌吉」〔万九六〕

『徳川実紀』『嚴有院殿御実紀』卷十二の七月三日項に、松平信綱は川越仙波正遷宮によって代参の暇を給わった記事がある。

川越にて馬の去勢 「申（明暦二年）、一、三月朔日ニ川越御馬やニ而悪馬四足のきんたまを皆ぬき、まけ物ニ入江戸御屋敷へ参候、此馬共人をくいふみ成程徒馬ニ而候か、きんたまをぬくとやわからかに成、人くいふみ申しきなし、

但きんたまをぬくと一兩日馬やのあたりを引有き候義くい物くれ申候内もひかぬ事なし、是はいたみ申候を忘れさせんため也、是は唐人来り候時松平伊豆守様へおしへ申候故也、きんたまぬき候事はか日本ニ而初め可成候、伊豆様も是か聞初めか」〔万九二〕

日本における馬の去勢の嚆矢と思われるが、松平信綱が唐人より教わったとある。唐人は前年十月に来日した朝鮮信使らのことであらう。

家綱抱瘡 「明暦貳年申、一、卯月朔日比家綱御上様御ほうさう出来候、同六日之比御酒しお御か、り被遊候、此御そやみの時大ニ御気色悪敷して、北国御大名衆賀賀様・正宗様など江戸へ五日程ニ而御着被成候、扱又西国御大名衆何も如毎年御暇出のほり被成候へとも、道々帰り被成候も有、又国へ御行着候而其ま、御帰り被成候も有、松平伊豆守様などは御城々五日程内へかへりなく候、江戸町中ニ而売買すくなく見へ申候、御酒しお御かり被成候もいきつき申候、御年御十六歳之御時也」〔万九二〕

この時の家綱の抱瘡は重病であった。七日に酒湯の式を行ない、九日と十日にも行なつて、下旬には回復している〔徳川実紀〕
「嚴有院殿御実紀」卷十一。

家綱袖留、上野家光廟参詣 「明暦貳申五月十八日ニ、一、家綱御上様御袖を御ふさき、同廿日ニうへ野へ御成御目出度奉存候、松平伊豆守殿馬ニ而二本道具備四五人ニ而おさへ也、馬のりは伊豆殿計也、扱かちニ而は何も御供多し、(日付下に後筆)但春中御小袖ふさきとも云」〔万九五〕

『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷十一によれば袖留は三日である。

家綱酒井忠勝下屋敷御成、忠勝隠居 「同(明暦二年)五月廿八日ニ、一、家綱御上様うしこめ酒井讚岐殿下屋敷へ御成之時、其日言上ニ而讚岐様御隠居、御跡修理(忠直)様へ渡る」〔万九五〕

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

一一六

『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷十一および『寛政重修諸家譜』第一輯三三六頁では二十六日である。

川越三芳野天神修復 「同申（明暦二年）八月朔日比、一、川越天神御破損相済候、但やねはこけら也、天神様八月朔日迄は御移なく御かりや（仮屋）ニ御座候」〔万九六〕

三芳野天神は城内本丸東方巴堀の外にあり、社領朱印二十石、別当は高松院である（『新編武蔵風土記稿』卷百六十二、雄山閣版第
八卷二二四頁）。家光の命により酒井忠勝が造替し、寛永二年遷宮式を行なった。

明暦二年大風害と救済 「明暦貳年申、但羅月ノ津ニ入二日め也、堅覚候、大風、一、八月廿二日ノ午刻ニ駿河国あたり々大風吹出し巻時程大也、下野国うつ宮あたり迄大ニつよし、ふし家百万間余も可有候、縦は五寸破るか又は巻尺巻間破か少も手のつかぬは有間敷候、松平伊豆守様御領分七万五千石之内ニ而九千五百家ふし申候、此外破ぬかなし、江戸ノ町大方吹はき申候故粉一夜之内ニ巻はいニね段上り申候、屋ねふき老人巻日ニ巻分ニばいやい申候、御城之内やくらの上ノしやちほくもおちたるも多候、御天しゆ（守）は何ともなく候、上舟江戸新堀ニ而百五拾艘程もぶちこはし申候、其外少つ、破損出来ぬはなく候、川越城ノ内門三つかへり申候、本丸の門にうたれ老人みそに成候、是はふしん奉行堀江忠右衛門殿百五十石取人也、作物ニは何ニ而もかまいなし、そは・ゑ（荏）油ニあたり申候、私江戸ニ居見申候、我等塩つみ申候平太舟九艘あれ共塩巻表もぬれず候、此様成風八十歳ニ成人不覚候由申候、大風ニ家損し申候故、地頭松平伊豆守様々川越町中しき町迄御拝借金千両、又御家中へ百石取人ニ付金拾八両宛、千石取へは百八十兩つ、御拝借也、同十月三日ニ仰出有之也」〔万九七〕

『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷十二、八月廿五日項に「この廿二日の大風雨にて、松平伊豆守信綱が川越城櫓三まで吹類し、二人庄死せり。」とある。

北嶋甚右衛門松平信綱拝借金を持ち逃走、榎本弥左衛門ら取替る 「明暦貳年申極月八日ニ、一、北嶋甚右衛門、

松平伊豆守様御拝借金迷い候ニ付、金百両老分指上る内八拾兩取替上げ申候、此内五十兩親弥左衛門様、此内拾兩加茂下理左衛門殿、此内廿兩私也、此断者は、川越本町へ御拝借金辰ノ年（承応元年）も四年之内甚右衛門殿へ集置申候金合百四拾兩也、此断は右百兩老分又廿兩三分は千表米金之内中間より、又拾兩は殿様油多（莚代）、又九兩は酉（明曆三年）ノ卯月切御売付米迄也、如此仕江戸へはしり申候ニ付跡ニ而あつめ候分、右之金集申候分、三兩は甚右衛門所へ江戸へ行齋藤四郎右衛門持参、貳兩貳分はひかわ（氷川）も出金、箕嶋八郎左衛門殿も出る、夫駒林孫左衛門殿、九兩老分は甚右衛門江戸へ走候時内ニ置金、拾兩三分は御拝借金不集町ニ有本町、六兩貳分は内ニあつめ有か、但駒林伊右衛門殿金貳分取申候共ニ、五兩は箕嶋八郎左衛門殿も取二年分拝借金、是は家ニ付かり被成候金か、貳兩は齋藤四十右衛門ニ借置候分取、但千表金十五兩かり申候内、老兩老分は定使弥次右衛門ニ借置候金へ取、老分は錢代十二月九日ニ取、右九口合四十兩貳分有金、引残八十兩近ニ迷ひ候分取替上げ申候、但油代酉卯月切売付米代のけて也、右取替上げ置候所ニ、又殿様油多六十二表は代卅兩程ニ候を、親弥左衛門殿・同兄弟共何もニ不聞、箕嶋八郎左衛門殿才覚ニ而請込申候ニ付、八郎左衛門殿へ加茂下理左衛門私参段々のうらみを申取返し候、其もぎせつ（義絶）仕候也」〔万九七〕九八〕

この松平信綱拝借金は前述の町年奇衆蔵米千俵借用の代金であるが、金額からして毎年千俵貸付けられたのであろうか。利足金があることはこの代金が返済まで運用されていたわけである。弥左衛門父子が大量に取替えていることはそれだけ経済力がまし、同時に町における地位も高くなつたのであろう。なお〔万一〇六〕に北嶋甚右衛門の所にいた市蔵が捕われた記事があるが、右と関係があるものであろうか。

あぶろうかわた十一人科人成敗の土壇築きを命ぜられる 「明曆三年酉六月廿八日ニ相定、一、あぶろうかわた談右衛門・作左衛門共以上十老人川越町奈良次五右衛門殿へよび付申義、科人川越ニ有時は、拷問は不及申、御成敗之

「榎本弥左衛門覚書」について（大野）

時土段つき、はりつけニかゝり候時ははしらこしらへ、永代町人ニ少もかまわせ不申候様相定申候、子細は南町市ニ而すり二人とらゑられ、高沢橋近所ニ而御成敗ニ罷成候時、ためし物ニ成候時、かわたニ土段つき候へ由被仰付候所ニ、かわた共私ともは終ニ土段はつき不申候間成間敷候由申候付、御家中衆町人へ被仰付候所ニ、定使弥次右衛門町ノ者終ニ仕候義無之候由申候付、弥次右衛門殊外た、かれ申候ニ付、其々町年寄箕嶋八郎左衛門殿初五町の町人右奈良次五右衛門所へ出合、市のあき内とめ申候付、かわた共わひ事申、此以後も何事ニ而も科人之義は皆可仕候由申候付、市をゆるし申候」〔万一〇七—一〇八〕

あぶらう（安生老）かわたは穢多であり、豊田本村から野田新田にかけて居住していた。⁽⁷⁾ 砥石や皮細工を市へ運んで販売していたのであろう。近世においては非人を含めて部落民が処刑の準備・補助をしたが、川越藩ではこの時に明確に規定されたといえる。

和田理兵衛元清へ畠を進呈 「同西（明暦三年）九月六日晚ニ、一、和田理兵衛様へ高沢之小久保分の八畝余りの畠上げ申候」〔万一〇八〕

弥左衛門は小窪村に上田二筆計九畝二歩を名請していた（慶安元年「小窪村検地水帳」川越市役所山田出張所文書）。

川越本町名主入札 「明暦四年戌ノ正月十八日ニ、一、本町名主金谷甚兵衛殿・川野清左衛門二人ニ極る、但入札ニ而也、九枚入甚兵衛、三枚入清左衛門、老枚入榎本五郎兵衛、又老枚榎本八郎兵衛入、合十四人本町の有人共入候」〔万九八〕

町名主の入札としてはかなり早いものであるが、入札者十四人というのは上層の特定の町人のみによる選挙と思われる。なお八郎兵衛は弥左衛門忠重自身のことである。

明暦大火後の穴蔵掘り 「同（明暦）四年戌ノ、一、正月・二月中江戸中火事切々出来候付、江戸町中うら家棚衆迄不残あな蔵致しあなほり申候、大方江戸ノ土は十ふ一はあなに可仕と存候」〔万一〇二〕

明暦三年江戸大火後も翌年一・二月と火災が続いたので、火災に備えて土蔵・塗垂を作ったほか穴蔵を掘るようになり、裏店のものまで穴を掘った。その年十月幕府は穴蔵・塗垂の軒口の高さを規定している(『日本財政経済史料』第四卷七五三頁)。

松平輝綱子勘解由誕生・早世 「明暦四戌三月六日ニ、一、松平甲斐守様御若子様かけゆ様御誕生付、川越町年寄・名主中恐悦之状上る。同八月六日ニ御死去之状又上る」〔万一〇一〕

勘解由は三代信輝の兄、母は信輝と同じく板倉重宗の十一女である。

島原狂言禁止 「戌(万治元年)六月廿七日、一、嶋原狂言御法度ニ而つふされ候」〔万一〇二〕

島原狂言は京都島原遊廓風をまねた狂言である。なお『正室事録』一一四参照。

銀町広小路に防火のため築地 「戌(万治元年)十月朔日比、一、銀町広小路ニ定たる所被立候、(後筆)但ついち亥(万治二年)ノ三月中少出来申候」〔万一〇三〕

明暦大火後防火策として神田白銀町より柳原まで七か町を移転させ、東西十町余の防火堤を築いた。土堤は万治二年三月には完成しなかった。

伊勢宇治火災、内宮焼失 「万治元年戌ノ極月晦日ニ、一、伊勢よした(陽田)宇治火事出来、内宮まつしや(末社)共ニ皆やけ申候、御身(神)体と御神馬計出申候由風せつニ承申候、(後筆)天より月御さかり御宮ノ上ニ而大ニ御見へ被成候と也、則御宮御ふしん出来、亥ノ十一月廿五日ニ御せんくうの由兵左衛門物語」〔万一〇三〕一〇四

『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷十六参照。なお選官の記事は同書にない。

家綱元服 「亥(万治二年)ノ二月之内か、一、家綱御上様御十九歳之時御けんふく被遊、御能有」〔万一〇六〕

家綱元服は正月十一日である(『徳川実紀』「嚴有院殿御実紀」卷十七)。

長坂平右衛門宗辰家老となる 「亥(万治二年)ノ正月中旬ノ比、一、長坂平右衛門様卅五計ニ而年寄ニ被為成候、

〔榎本弥左衛門覚書〕について(大野)

（後筆）加増百石まし、合四百石ニ而年寄也」〔万一〇五〕

長坂宗辰は大河内家文書万治元年「松林院様御代分限帳」によると四百石であり、「従古代役人以上寄帳」によると六百石の家老となつてゐるが、その年月は不明であつて、この記事がその年月を知りうる史料となる。

江戸町奉行交代 「同（万治二年）正月ノ比、一、江戸町御奉行石谷将監（貞清）様御かわり被成候」〔万一〇五〕

「同二月七日ノ比、一、村越次左衛門（吉勝）様へ渡り被仰付候、同八日ニ将監様へ移り不申候内次左衛門屋敷へ御見舞堅仕間敷候由、江戸町中めい／＼御ふれ廻り候」〔万一〇五〕

石谷貞清の辞職は一月二十八日、村越吉勝が町奉行に転じたのは二月九日である（『徳川実紀』「厳有院殿御実紀」卷十七）。江戸市民が次の町奉行へ挨拶に行くことが多かつたようである。

和田理兵衛元清家老役を深井藤右衛門吉成に渡す 「亥（万治二年）ノ正月晦日ニ、一、和田理兵衛様御役皆深井藤

右衛門様へ渡る」〔万一〇五〕

和田元清は寛永十年忍以来の筆頭家老でこの時知行二千石であるが、老令の故万治二年に隠居したと思われる。なお二代和田理兵衛元重は翌三年家老職を継いでいる（大河内家文書「従古代役人以上寄帳」および万治元年「松林院様御代分限帳」）。

振売の制限と札の発行 「同（万治二年）三月十日々十五日迄、一、江戸町振売之札出申候、備前（町奉行神尾元勝）

・治左（町奉行村越吉勝）如此有、此時十五の以前・六十以前（後）は札不入、其外皆札ニ年書申候、振売共大成敷也」〔万一〇五〕

これは同年正月のことであり、新規振売を禁止するとともに、商売によっては札銭を納めさせた（『徳川禁令考』前集第五卷三三二八、『日本財政経済史料』第三卷四一五頁、『徳川実紀』「厳有院殿御実紀」卷十七万治二年正月項）。

万治二年の大雷電 「万治貳年亥ノ六月十八日ニ、一、大らいてん仕候、ふしくら（藤倉）々北西東共二十里四方へ

かみなり五百余りも落被成候、人馬家も損し申候、上野も也、此時川越連慶(蓮慶)寺門前にて吉兵衛と申者かみなりニころされ家もやける、此時諸人大ニ驚、川越氷川明神ニ而御湯立仕、同廿五日ノ比杉ノ葉を以家ノのきをふき、正月を仕あそひ申候」(万一二)

災害があると正月を祝い遊ぶことは川越辺のみならず、慶安五年八月に大熱氣流行の沼津でも行なわれている(万四九一五〇)。

江戸城本丸宮造、家網移徙 「万治貳年亥ノ九月五日ニ、一、家網御上様御わたまし也、清天ニ江戸御ふれ廻り、

町人自身番仕候、大火事之後御普請出来ノ時、但御天守は立不申候時也」(万一一〇)

紀伊徳川頼宣、酒井忠勝に暇を乞う 「万治貳年亥ノ十月十六日ニ、一、紀伊大納言様御国へ御いとま出被成御座

候、酒井讃岐守様ニ御いとまこいニ被成御座候時、ひや酒ニ而するめさき御肴ニ出、御さかつき被成御帰り被成候由、

御内御買物使衆御物語」(万一一〇)

家網が成人し本丸に移徙したので、それまで常府していた頼宣に対して、九月晦日就封の暇が与えられている(徳川実紀)「嚴有院殿実紀」卷十八。

註

(1) 大河内信定氏所蔵大河内家文書の幕府勘定所「享保十四酉年御物成米金銀諸運上并戌年諸向納金銀を以戌年御払方勘定帳」。なお東大史料編纂所に写本がある。

(2) 『東京市史稿』変災篇第一、四二頁。同市街篇第六、二六七頁。

(3) 同右変災篇第一、四七頁。市街篇第六、五四九頁。

(4) 「古伊豆守様川越え御直御下知之控」(高崎市立図書館

所蔵「無銘書」所収)。

(5) 『山形県史』資料篇五「雞肋編」所収、四六二―四七五頁。また『日本経済大典』第三十八卷四五九―四八二頁所収。なお信網の庄内藩後見の詳細については「鶴岡市史」上巻二八四頁以下を参照されたい。

(6) 前掲「古伊豆守様川越え御直御下知之控」

(7) 『新編武蔵風土記稿』卷百六十三、雄山閣版第八卷二五六頁。なお『綜合日本民俗語彙』第一卷四三頁参照。

「榎本弥左衛門覚書」について(大野)

おわりに

以上述べて来たことの結論はすでに前々節に記したのでここでは触れない。しかし残された課題は多大である。思いつくままにあげても、戦国期と近世前期との間での城下町・市町の構造的差違、農村と城下町ないし市町との分業関係、売子など商品流通に従事する階層の性格、蔵米販売を含めた江戸と城下町川越との流通機構、そして近世前期の江戸問屋の実態および性格、塩廻船・下り塩問屋・下り塩仲買の成立過程および相互関係、さらには下り塩生産地十州地方の前期における生産構造および塩移出のあり方等々未解決の問題が大きい。そしてこれらの問題を解決するには決定的に史料が不足している。本稿がささやかながら新しい事実を提供できたとしたら幸いである。

付記 史料所蔵者川越市榎本嘉一氏、閲覧を斡旋して下さい。同市立図書館長岡村一郎氏、御教示を賜わった広島大学渡辺則文氏、および原島陽一氏ら当館研究員諸氏に謝意を表したい。

